

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月22日
【事業年度】	第9期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
【電話番号】	03-6402-5188
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートマネジメント室長 杭田 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
【電話番号】	03-6402-5188
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートマネジメント室長 杭田 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成17年3月	第6期 平成18年3月	第7期 平成19年3月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月
売上高 (千円)	-	-	1,365,698	1,714,567	-
経常利益 (千円)	-	-	137,458	257,567	-
当期純利益 (千円)	-	-	72,743	140,878	-
純資産額 (千円)	-	-	334,008	474,919	-
総資産額 (千円)	-	-	765,264	903,259	-
1株当たり純資産額 (円)	-	-	180,058.41	256,021.50	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	40,959.17	75,945.31	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	43.6	52.6	-
自己資本利益率 (%)	-	-	27.6	34.8	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	141,484	261,469	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	126,166	39,826	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	79,937	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	153,320	374,995	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	- (-)	- (-)	36 (10)	50 (7)	- (-)

(注) 1. 当社は、第9期連結財務諸表を作成しておりませんので連結に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、第7期及び第8期は連結財務諸表を作成しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 当社は、第7期の連結財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期の連結財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成17年3月	第6期 平成18年3月	第7期 平成19年3月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月
売上高 (千円)	464,594	642,805	1,364,818	1,714,567	2,159,556
経常利益 (千円)	54,421	56,717	136,775	259,003	355,761
当期純利益 (千円)	33,115	29,722	72,149	135,322	195,300
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	82,000	82,000	124,700	124,700	124,700
発行済株式総数 (株)	1,640	1,640	1,855	1,855	927,500
純資産額 (千円)	178,125	198,798	339,597	474,919	670,220
総資産額 (千円)	306,344	379,194	770,853	903,259	1,141,807
1株当たり純資産額 (円)	103,095.06	114,175.75	183,071.46	256,021.50	722.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金 額 (円)	14,674.08	11,080.68	40,624.63	72,950.04	210.57
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.1	52.4	44.0	52.6	58.7
自己資本利益率 (%)	19.9	15.8	26.8	33.2	34.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	-	44,402
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	-	109,677
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	-	-	-	-	309,720
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	12 (-)	22 (7)	36 (10)	50 (7)	69 (16)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. キャッシュ・フロー計算書は、第7期及び第8期においては連結財務諸表として記載しております。
5. 当社は、第7期の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期以降の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第5期及び第6期については、当該監査を受けておりません。
6. 当社は、平成20年11月5日開催の取締役会決議に基づき、平成20年11月30日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成12年6月	東京都港区港南において、携帯電話向け通信アプリケーションの開発及びサービスの提供を目的として、株式会社メディアソケットを設立（資本金50百万円）
平成12年8月	携帯電話向けサービスの提供を開始（注1）
平成13年3月	本社を東京都千代田区一番町に移転
平成14年12月	米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC.を設立
平成15年9月	モバイルゲームアプリケーションの提供を開始
平成17年3月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成17年6月	KDDI株式会社へ携帯電話音楽検索サービス「聴かせて検索」をサービスアプリケーション・プリセットモデルにて提供（注2）
平成18年1月	KDDI株式会社の総合音楽サービス対応端末向けアプリケーションの開発、サーバー及びサービスの運営を開始
平成19年4月	米国向けサービスの廃止により、MEDIA SOCKET US, INC.を清算
平成19年8月	商号を株式会社ソケットに変更

- (注) 1. 携帯電話で、画像と音楽とテキストを同期したデータを送付するサービスを開発し、以降、主にKDDI株式会社や株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者を通じ、メールサービスを中心としたモバイルサービスを提供しております。
2. プリセットモデルとは、アプリケーションをユーザーが携帯電話端末購入後に、任意にダウンロードするのではなく、ソフトウェアが携帯電話端末の工場出荷時に既に搭載されていることを指します。ここでは、当社開発の音楽検索用のソフトウェアが、あらかじめ携帯電話に内蔵された状態で、提供されたことを指しております。
3. 当社株式は、平成21年4月2日付で東京証券取引所マザーズに上場しております。

3【事業の内容】

当社は、主に携帯電話向けの組込みアプリケーション開発、データベースの構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行っております。具体的には、音楽、映画、書籍、ゲーム等ジャンルに特化した専門（ジャンル）検索サービスや、主に女性向けのコミュニケーションサービスを中心としたモバイルサービスを提供しております。大別しますと、主に通信事業者との協力関係の下、一般ユーザーに対して専門（ジャンル）検索サービスをアプリケーションやデータベースの開発等を通じて提供するメディアビジネスと、女性を中心とした一般ユーザーに対して通信事業者の公式サイトを通じてモバイルサービスを提供するコンテンツビジネスとになります。いずれにおいても、作品の情報及びユーザーの利用履歴等のデータベースを活用したサービス提供に特徴があります。それらのより詳しい内容は、以下の通りとなっております。

(1)メディアビジネスについて

当社のメディアビジネスにおける現在の主力サービスは、作品（音楽・映像・書籍・ゲーム等）に特化した携帯電話上での専門（ジャンル）検索関連サービスであります。専門（ジャンル）検索とは、音楽や映画、書籍、ゲーム等の作品を知る・探すために最適化された検索サービスを指し、一般の総合検索サービスに比べてその情報は限られるものの、「作品情報中心」（アーティスト名、曲調、シリーズ等の作品を特徴づけるデータに、提供情報を絞っていること）とした情報整理により、ユーザーが音楽や映画、書籍、ゲーム等の購買やレコメンド（おすすめ）情報を、より分かりやすく、簡単に知ることを可能とします。また、ユーザーが興味を持った作品を購入するためのサイトに誘導いたします。

当該検索関連サービスは、現在主にKDDI株式会社に対して提供しており、一般ユーザーに対してはKDDI株式会社を通じたサービスとして提供されています。

当社が現在提供している主なサービスには以下のものがあります。

主要サービス (サービス開始年月)	内容
音楽検索サービス (平成18年1月)	アーティスト、曲名、歌詞のみならず、ユーザーの気分、曲調、イメージ、楽器、声質、奏法等独自で定義した作品メタデータ（作品に付随する情報や特徴づけ）を活用したフリーワード等の多様な検索機能が特徴です。また、組込みアプリケーションによる音声データの取り込み等携帯電話の内部機能を利用した検索機能等を実現しています。
映像検索サービス (平成20年6月)	映画作品を中心とした画像専門検索サービスです。映画のシリーズ情報等を、音楽同様に多様な作品メタデータを活用した検索機能が特徴です。
ブック検索サービス (平成20年10月)	電子書籍及び一般書籍を対象とした専門検索サービスです。独自で定義しているコミックや小説、写真集といったデジタルコンテンツのメタデータを利用した多様な検索機能が特徴です。また、幅広いユーザー層を意識し、昔懐かしい作品を探しやすくする等の工夫が盛り込まれています。
ゲーム検索サービス (平成20年10月)	携帯電話向けゲームアプリケーション及び家庭用ゲームを対象とした専門検索サービスです。ゲームのジャンルやタイトルだけでなく、プレイ時間等からの検索が可能であり、多様な検索機能が特徴です。

これらは、主に、以下の要素で構成されています。

サービスを実現するための携帯電話端末への組込みアプリケーションの開発

当社は、当該サービスに必要な携帯電話等端末側での検索・通信・再生アプリケーション等のソフトウェアの開発を行っており、これらのアプリケーションを「メディアサービスアプリケーション」と総称しております。「メディアサービスアプリケーション」は、携帯電話上で音楽・映像等の作品を検索・再生するだけでなく、通信機能を活用して、検索・再生しながらアーティストのプロフィール、楽曲のレビュー（紹介）データ、歌詞、コンサートチケット情報等の関連情報を取得することができます。

これに係る収入は、通信事業者及び携帯電話メーカー等からの開発収入であり、アプリケーション開発に関する対価になります。案件毎に内容や規模に応じて決定します。また、携帯電話端末の出荷台数に応じた1台当たりで通信事業者及び携帯電話メーカーから受け取るロイヤリティ収入があります。

音楽や映像等の作品（コンテンツ）とユーザープロファイル（ユーザーの作品検索履歴等）に特化したデータベースの構築・運用

当社では、専門（ジャンル）検索サービスのためのデータベースの構築・運用を行っており、当該データベース及びその関連機能を総称して「メディアサービスデータベース」（MSDB）（注1）と呼称しています。MSDBには、ひとつの作品を様々な角度（要素）から検索が可能となるメタデータを蓄積しているほか、ユーザーの検索履歴及びその解析データをユーザープロファイルのデータベースとして蓄積しています。

MSDBを利用することで、個々のユーザーに対する情報提供（検索結果、レコメンド情報等）を可能としています。

これに係る収入は、主に通信事業者（現在はKDDI株式会社）からのライセンス収入があります。

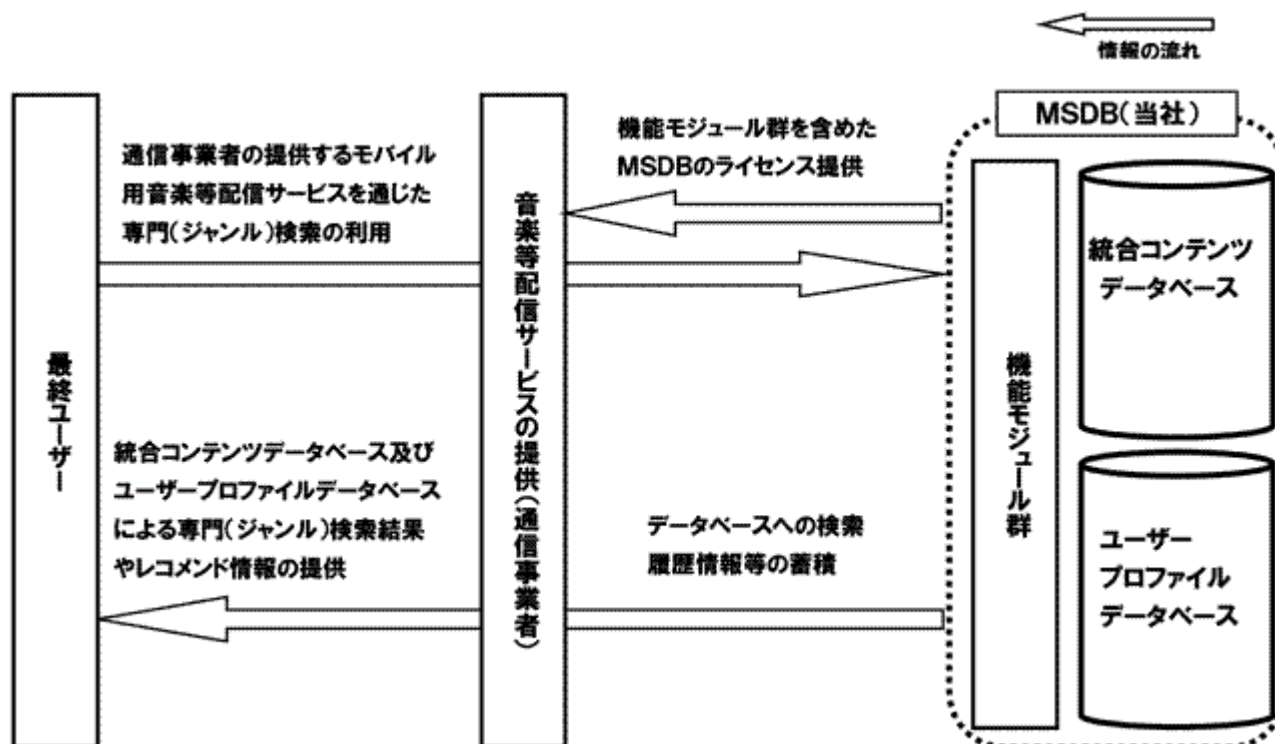
データベースを活用して実現するサービスの提供・運用・保守
 当社では、上述のアプリケーションやデータベースを活用し、専門（ジャンル）検索を中心としたサービスの開発、運営・保守を行っております。この組み合わせアプリケーションの開発からデータベースの構築、サービスの開発・運営までをすべて当社1社にて提供できる点が特徴であります。
 これに係る収入は、通信事業者からの開発収入、運用・保守収入及び視聴数に応じて決定する広告収入があります。

（注1）「MSDB」（メディアサービスデータベース）

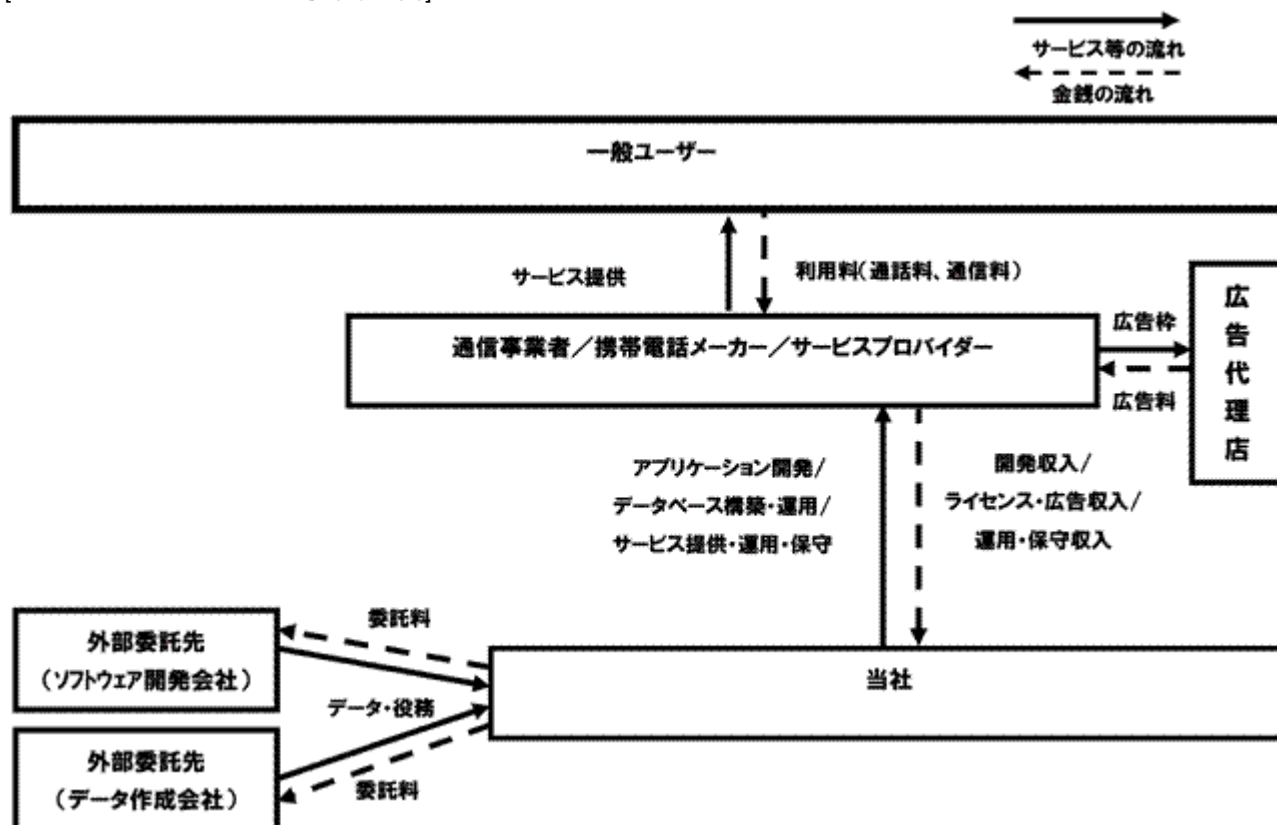
MSDBは、以下の要素にて構成されております。

1. 音楽、映像、書籍、ゲーム等の作品（コンテンツ）のメタデータを、当社独自ID（作品毎の固有識別コード）である「MSID」で整理した「統合コンテンツデータベース」
 2. 当社開発のアプリケーションやウェブブラウザを通じた検索機能やレコメンド機能、広告機能等を実現するための「機能モジュール群」
 3. サービス利用履歴の蓄積・解析による「ユーザープロフィールデータベース」
- 以上によって構成された音楽、映像等の作品を検索やレコメンド（おすすめ）などでユーザーに紹介するサービスのためのサーバー側フレームワークの総称であり、当社のMSDBをライセンス提供することにより、通信事業者やサービスプロバイダーは、既に保有している様々な音楽・映像関連の作品（コンテンツ）の多様で細かい検索やレコメンド等、提供するサービスを多機能化することが可能となります。
 また作品のパッケージ流通のみならずインターネット配信への最適化及び作品の専門（ジャンル）検索に最適化している仕組みとなっております。
4. ユーザーが通信事業者等の提供するサービスを利用する際の、ユーザーと当社MSDBの関係をイメージ図にすると以下のようになります。

[ユーザーと当社MSDBの関係図]



[メディアビジネスにおける事業系統図]



(2) コンテンツビジネスについて

当社のコンテンツビジネスでは、主に携帯電話向けのモバイルサービスの開発・提供等を行っています。主なサービスには「デコガール」やゲームサービス等があります。当社が提供する主なサービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのiモード、KDDI株式会社のEZweb、ソフトバンクモバイル株式会社のYahoo!ケータイの有料公式コンテンツとして提供されています。ユーザーへの課金、情報料の回収代行は各通信事業者が行っており、当社は各通信事業者へ回収代行手数料を支払っております。

「デコガール」

20歳代～30歳代前半の女性ユーザーをメインターゲットとし有料にて提供しているモバイルサービスです。主力サービスである携帯電話のメール素材の提供（メールサービス）に加えて、電子書籍、アバター（注2）、音楽、占い、天気、ニュース、お笑い、ゲーム、料理情報、ショッピング、ファッション情報等を提供することによる「女性向けライフスタイルサポートサービス」（注3）を目指しております。

「デコガール」サービスの特徴は、メインターゲットのユーザーの嗜好性に特化したキャラクターを中心としたサイトデザイン、コンテンツや情報を網羅したサイト構成により、特定層（20歳代～30歳代前半の女性）のユーザーベースを保有している点にあります。また、MSDBを活用してユーザー会員の嗜好に合致したコンテンツ及び情報を提供する仕組みを採用していることであります。

なお、本サービスの現在の主な収益モデルは、月額有料会員から徴収するサービス毎の月額利用料収入であります。電子書籍等一部のサービスにおいては個別課金も行ってあります。

ゲームサービス

主に男性ユーザーを対象とした携帯電話向けのネットワークロールプレイングゲームの提供を中心としたゲームサービスであります。主に海外企業からゲーム著作権を仕入れ、当社にて国内端末向けの企画・開発・制作・検証を行った上で、各通信事業者を通じて配信を行っております。

本サービスの現在の収益モデルは、ダウンロード毎に利用料を徴収する個別課金となっており、その料金はコンテンツ毎に異なります。

コンテンツビジネスにおける主要サービスの概要は以下の通りとなっております。

サービス名(サービス開始年月)	内容	料金(税抜)
デコガール (平成17年10月)	メール素材の提供	月額200円
デコガールBOOKS (平成19年8月)	電子書籍の提供	1コンテンツ30円～500円
デコガールMUSIC (平成19年12月)	着信メロディー提供	1コンテンツ30円～400円
デコガール絵文字MAX(平成20年11月)	携帯メール用絵文字素材の提供	月額200円
デコガール占い (平成20年9月)	占いサービスの提供	月額100円
きせかえデコガール (平成18年11月)	きせかえ(メニューアイコン等のカスタマイズ)素材の提供	1コンテンツ50円～400円
ゲームサービス (平成15年9月)	ゲームコンテンツの提供	1コンテンツ30円～500円

平成21年5月末時点の料金を記載しております。

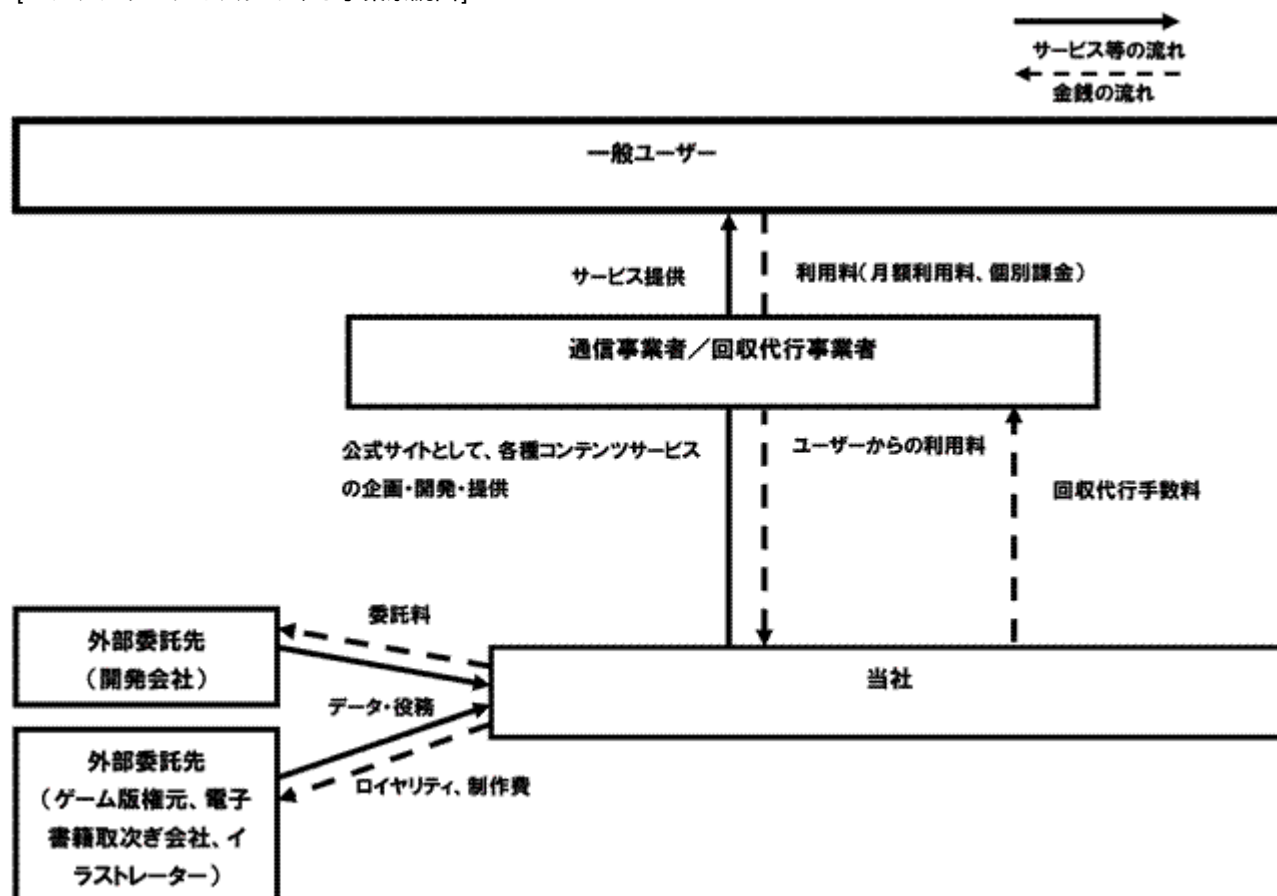
(注2)「アバター」

インターネット上のコミュニケーションツールにおいて、ユーザー自身の分身としてユーザー毎に洋服・髪形・表情・アクセサリ等を自由に着せ替えできるキャラクター。

(注3)「女性向けライフスタイルサポートサービス」

携帯電話を最大限活用し、女性ユーザー自らの嗜好を中心としたコミュニケーションサービスを軸に、女性ユーザーの1日の生活シーンのあらゆる場面で役に立つサービスや機能の提供を行うこと。

[コンテンツビジネスにおける事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69(16)	31.3	1.8	5,906

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が当期中において19名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う新規採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、原材料価格及び為替相場の大幅な変動や年度後半の米国のサブプライムローン問題を契機とした金融不安によって、企業業績の悪化及び雇用不安が社会問題化する等、景気の見通しに不透明感が増して、消費動向にも影響を及ぼし、景気の後退が一層強まる状況となりました。

当社を取り巻く国内携帯電話関連市場においても、国内携帯電話加入契約数、第3世代移動通信サービス（3G）対応の携帯電話契約数ともに増加しているものの、加入者の純増数は対前年比で減少する傾向が続いております（注）。前事業年度に引き続き、通信事業者間では、国内携帯電話の販売数が減少し、加入契約数が伸び悩む中で、他社との差別化を図るべく、新しいサービス及び新しいコンテンツの提供、新機能端末や高機能端末の開発・発売及び様々な低料金・割引プランの導入等各社各様に特色を打ち出した施策を展開し、激しい競争が続いております。

（注） 社団法人電気通信事業者協会のデータに拠っております。

このような市場環境の中で、当事業年度の当社のメディアビジネスにおきましては、音楽検索を始めとした音楽・映像関連アプリケーションやデータベースの開発に注力してまいりました。KDDI株式会社を主とした通信事業者等との音楽・映像関連の開発、運用・保守事業が前事業年度より引き続き収益に貢献し、また、音楽・映像関連サービスの拡大にともない収益機会の拡大（ライセンス・広告収入）がありました。加えて、音楽・映像関連以外の書籍・ゲーム関連の案件が収益に貢献したことにより、売上高は順調に拡大いたしました。

コンテンツビジネスでは、メールサービスである「デコガール」の会員数が安定して推移したことに加え、同サービス内での電子書籍等の販売が伸びました。また、「デコガール」に関連した新しいサービス（「占い」や「クッキング」等「デコガール」のメインターゲットである若年層の女性ユーザー向けの情報提供等サービス）を、当事業年度中に立ち上げたことで、売上高は、堅調に推移いたしました。

販売費及び一般管理費においては、将来を見据えた研究開発活動の活発化や機動的な広告宣伝活動、J-SOX対応を含めた経営管理体制の強化等による人員増及び専門コンサルタントとの契約等を行いました。

これらの事業活動の結果、当事業年度の売上高は2,159,556千円（前事業年度比126.0%）となりました。損益面につきましては、営業利益は365,738千円（同142.6%）、経常利益は355,761千円（同137.4%）、当期純利益は195,300千円（同144.3%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ65,275千円減少し、309,720千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、44,402千円となりました。主な収入要因としては、税引前当期純利益355,761千円、減価償却費55,805千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、法人税等の支払額183,840千円、開発案件の大型化に伴う仕掛品の増加130,533千円及び売掛金の増加96,792千円がありました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、109,677千円となりました。主な支出要因は、自社サービス用ソフトウェアの開発に係る無形固定資産の取得99,232千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度におきまして、当社では、借入金や株式の発行等資金調達を行っておりませんので記載すべき事項はありません。

キャッシュ・フローの状況については、前事業年度まで連結ベースで作成していたため、前事業年度との比較は行っておりません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を、事業部門（ビジネス）別に示すと次の通りであります。

事業部門	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(千円)	前期同期比(%)
メディアビジネス	1,255,620	152.2
コンテンツビジネス	903,936	101.6
合計	2,159,556	126.0

(注) 1. 当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次の通りであります。

なお、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

相手先	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	868,310	50.6	1,441,805	66.8
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	522,058	30.4	578,589	26.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

携帯電話関連及びインターネット関連の技術進化、ユーザー嗜好の変化、他分野の事業会社の新規参入及び新しいサービスの増加等、変化の激しい事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処してまいります。

(1)優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力やサービス企画力及びサービス制作・運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ、事業規模を拡大させていく優秀な人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、専任者を設ける等採用体制の強化、教育・育成、研修制度（新入社員向け、中堅社員向け、管理職向け）及び人事評価制度の充実及び人員増加に伴う事業所の増床等の各種施策を進める方針であります。

(2)開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛ける携帯電話端末向けを中心としたアプリケーション、データベース及びサービスは端末機能等と密接に結びついていることから、開発内容が複雑化する傾向があります。また、通信事業者等顧客が開発スピードのさらなる向上や開発コストの軽減を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

当社は企画部門と開発部門の組織体制の見直し、外部検証専門会社の活用等及び専任の品質管理者の選任・拡充等を行う等、開発管理体制を強化する方針であります。

(3)収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、利用料収入（月額課金、個別課金）モデル、開発収入モデル、運営収入モデル、ライセンス収入モデル等であります。しかしながら、携帯電話関連市場における各種無料サービスの広がりや、インターネットサービスとの連携等により、従来の携帯電話関連サービスのビジネスモデルは、変化の時期を迎えております。

このため、当社では、従来の上記収入モデルに加え、広告収入モデル等新たな収入モデルへの取組みを進めています。

(4)内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

(5)インターネット関連技術・サービス等他企業との連携

今後、携帯電話とパーソナルコンピュータ等における国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合していくことと予想され、当社は、この流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社では、MSDBやアプリケーション開発を通じ、通信事業者、デバイス（通信機器）メーカーやインターネット関連企業及びサービス提供企業との連携を強化する方針であります。

4【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態及び株価に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について次のとおり記載しております。なお、以下の記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

インターネットに関する技術及びサービスの変化

当社は、携帯電話端末を含むインターネット関連技術に基づいて事業を展開しております。インターネット関連業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、特に当社が属する携帯電話関連業界では、技術及び顧客ニーズ等の変化の速度が速いという特徴があります。

このため、当社は積極的な研究開発を推進して、新たな技術やサービスの開発を進めております。しかし、研究開発の遅れ、顧客ニーズの見誤りや優秀な人材の確保の遅れ等により市場の変化に合った技術革新のスピードに適切に対応できない場合には、当社の技術及びサービスが陳腐化し競争力が低下することが考えられ、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社のメディアビジネスに関連した分野においては、通信の高速化、携帯電話の高機能化、作品（コンテンツ）の流通経路及び流通量の増加を背景として、携帯電話等モバイル端末用アプリケーション及びシステム開発を手掛ける企業が、当社以外にも存在しております。また、モバイルインターネットにおける通信速度の更なる高速化や開発環境のオープン化の流れも受け、今後ますます新規参入企業が増加することが予想されます。

当社では、携帯電話への組み込みアプリケーションとサービスデータベースを連携させるビジネスモデルの構築を進め、他企業との差別化を図っております。また、同時に、サービスに関連する企画・開発・運用を一貫して行うことによって、サービスの質を確保するとともに、新規サービスの提供や新機能の実装を、概ね数ヶ月で実現しております。しかしながら、競合会社が当社を上回る開発スピードやサービスの質を実現した場合、当社のメディアビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社のコンテンツビジネスに関連した分野では、既に多数の競合会社が存在し、今後も有料あるいは無料コンテンツを配信する有力な競合他社が登場してくる可能性があります。当社は、引き続きユーザーのニーズを汲んだより魅力あるコンテンツを配信する方針ですが、競合会社が当社を上回る魅力のあるサービスを提供した場合、あるいは価格競争が激化した場合には、当社会員の減少等により当社のコンテンツビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の取引先への依存について

当社の最近2事業年度における全社売上高に占めるKDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの割合は、下表の通り高い水準にあります。KDDI株式会社に対してはサービス開発・運営、アプリケーション開発、データベースの運用・保守等のメディアビジネスでの売上及びコンテンツビジネスでの売上を、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対してはコンテンツビジネスでの売上を計上しております。特にメディアビジネスでは、現状では、当社がKDDI株式会社向けにサービスを提供し、同社が自社のサービスとして一般ユーザーに提供しており、同社の事業方針や意向が当社に与える影響は大きくなっております。なお、両社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

現状においては、これら主要販売先と良好な取引関係を維持しておりますが、何らかの要因による取引関係の悪化による契約解除となった場合、あるいはインターネット接続サービスに関する主要販売先の事業方針変更があった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
	売上高(千円)	全社売上高に占める割合(%)	売上高(千円)	全社売上高に占める割合(%)
KDDI株式会社	868,310	50.6	1,441,805	66.8
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	522,058	30.4	578,589	26.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

KDDI株式会社の端末販売状況について

当社のメディアビジネスの収入には、開発収入・運営収入・広告収入の他に、当社アプリケーションがインストールされたKDDI株式会社の端末販売台数に応じたライセンス収入が含まれております。

同社端末の販売台数は、同社の営業戦略や市場環境その他の要因に影響を受けるものであり、当社が直接コントロールすることは不可能であります。当社では、端末販売台数に依存しない新たなライセンス収入を確保するため、新しいサービス・アプリケーションやシステムの開発、アプリケーションの基盤となるミドルウェアの開発等の提案活動、あるいは提供先拡大に向けた提案活動を継続しておりますが、現状においては、同社の携帯電話販売台数が減少した場合にはライセンス収入が減少し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

売上計上の下半期偏重について

当社のメディアビジネスにおける主な販売先である通信事業者や携帯電話メーカーとの取引は、通常冬から春にかけて新機種や新サービスがリリースされるケースが多いため、契約締結及び検収が10月以降の下半期に偏る傾向があります。それにともない、メディアビジネスにおける売上高も下半期に集中する傾向があります。

	売上高（百万円）			売上総利益（百万円）		
	上期	下期	通期	上期	下期	通期
平成20年3月期	707 (41.3%)	1,007 (58.7%)	1,714 (100.0%)	297 (39.3%)	457 (60.7%)	755 (100.0%)
平成21年3月期	886 (41.0%)	1,273 (59.0%)	2,159 (100.0%)	450 (41.4%)	638 (58.6%)	1,089 (100.0%)

（注）表中の（ ）の数値は、上期、下期の構成比を記載しております。

コンテンツビジネスにおける売掛金の回収について

当社のコンテンツビジネスにおいては、各通信事業者との契約に基づく情報料回収代行サービスを利用しており、エンドユーザーからの情報料回収を各通信事業者に依存しております。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社との契約では、情報料回収事業者が、自らの責任に抛らず情報料を回収できない場合には、当社へその旨を通知することによって情報料回収代行義務が免責されることとなっております。

このため、当社では、これらの回収不能額について、過去の回収実績等から算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しておりますが、今後、各通信事業者との取引関係の悪化やユーザーの利用料支払い状況の悪化等何らかの原因で未回収額が増加した場合、貸倒引当金を超える損失を計上することとなり、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

（2）事業内容について

コンテンツビジネスにおける会員の獲得について

当社のコンテンツビジネスにおける主要な収入は、会員となった一般ユーザーからの課金収入であります。運営するサイトの新規会員の獲得や既存会員の維持のために、当社ではサービスの拡充はもとより、キャンペーン・雑誌等他のメディアとの連携、各種広告・イベント等も行っております。

しかし、当該ビジネスにおいて提供するサービスは、エンターテインメント性が高いものであり、携帯端末の進歩にともなったユーザー個人の嗜好や流行等の変化、多様化等市場ニーズを十分に捉えきれない可能性があります。当社が魅力的なコンテンツ提供を継続的に行えない場合、また、新たな法的規制や通信事業者の事業方針の転換等予期せぬ要因によりモバイルコンテンツ市場が縮小した場合には、当社の計画通りに会員の増加が進まず、コンテンツビジネスの収益性の低下によって当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

外注先の確保について

当社では、メディアビジネスにおける開発業務及びコンテンツビジネスにおける画像制作業務の一部等を外部に委託しております。

開発スピードの向上や開発コストの削減、またユーザーの嗜好性に合致した画像を継続的に提供するためには、今後も優秀な外部委託先を安定的に確保する必要があります。その確保のため、当社では既存の外注先のみならず、新規外注候補先の選定を継続的に行ってはおりますが、今後優秀な外部委託先が安定的に確保できない場合、当社の開発・制作スケジュールに支障を来し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

プログラム等のバグ（不良箇所）について

当社のアプリケーション及びデータベースの開発に関しては、社内の検証専門チームに加えて、外部の検証専門企業も活用することにより、納品する際のテスト・検証について専用の体制を構築し、開発・品質管理体制の強化を図っております。

しかしながら、完全にプログラム等のバグを排除することは難しく、プログラム等に重大なバグが生じた場合、当該プログラム等を使用したソフトウェア等によるサービスの中断・停止等が生じる可能性があります。この場合、当社の信用力低下や取引先あるいはユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ソフトウェア資産の減損について

当社のメディアビジネスでは、メディアサービスアプリケーションとMSDBを開発し、検索を中心としたコンテンツナビゲーションを推進しております。それらの開発に係るコストについては、資産性のあるものについては自社サービス用ソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものは各事業年度において研究開発費として費用化しております。

自社サービス用ソフトウェアの開発及び研究開発については、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発及び研究開発が市場のニーズと合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ（不良箇所）等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを減損処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

ゲーム配信権の獲得について

当社のコンテンツビジネスにおける携帯電話向けゲームサービスでは、主に海外で製作されたゲームの日本国内配信権を取得してサービスを提供しております。現在当社では、15カ国、28社との提供契約により著作権付き新規タイトルの獲得ルートを確保しております。

しかしながら、今後、著作権元である海外企業と配信スケジュールや料率等の条件についての交渉が難航する等新たな版権の獲得が進まない場合には、調達コストの増加や予定したゲームの配信に支障を来すことが考えられ、当社のコンテンツビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害・通信トラブルについて

当社のメディアビジネス及びコンテンツビジネスでは、ともにサーバーを利用し、機能やサービスを提供しております。サーバー運用に際しては、国内大手データセンターへホスティングを中心とした業務を委託し、安全性を重視したネットワーク及びセキュリティシステムを構築し、24時間のサーバー監視をはじめ、セキュリティ対策ソフト及びシステムの導入を積極的に行っております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社のサービスが停止する可能性があります。この場合、当社サービスの提供先である通信事業者等との契約に基づき損害賠償の請求を受ける等、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制について

小規模組織であることについて

平成21年3月31日現在における当社組織は、取締役5名（うち非常勤取締役1名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員69名であり、内部管理体制や業務執行体制も規模に応じたものとなっております。

このため、役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、当社の業務に支障を来す可能性があります。

人材の確保や育成について

当社において優秀な社内の人材の確保、育成及び定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、また、必要な人材を確保できない可能性があります。また必ずしも採用し育成した役職員が、当社の事業に寄与し続けるとは限りません。このような場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の役員への依存について

当社創業者である代表取締役社長浦部浩司は、当社の最高の経営責任者であり、事業の立案や実行等会社運営において、多大な影響を与えてまいりました。

現在当社では、事業規模の拡大にともなった権限の委譲や業務分掌に取り組み、同氏への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制等について

法的規制について

現時点で、今後の当社事業そのものに対する法的規制はないと認識しておりますが、インターネット及び携帯電話を活用したサービスに関しては、その歴史が比較的浅いこともあり、不正アクセス対策、電子商取引におけるトラブル対策、知的所有権の保護等、今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。最近の例では、平成20年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、同法では、関係事業者の責務として青少年有害情報の閲覧をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めることが課されました。

当該責務に基づく通信事業者の行うフィルタリングサービスによる、現在の当社事業への影響は、当社の提供するサービスの主なユーザーが18歳以上であることから軽微であります。同法を始めとする今後の法令等の制定、改正あるいは社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、当社の事業分野において新たな法的規制が発生した場合、当社の事業展開に制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じる可能性があります。

個人情報の取り扱いについて

当社が開発・提供する各種サービスの利用者は、携帯電話ユーザーを中心とした個人であり、当社が運営を請け負うサービスにおけるユーザーサポート等において、氏名・電話番号等の当社サービスの利用者を識別できる個人情報を取得する場合があります。また、通常取引の中で、業務提携先や業務委託先等取引先についての情報を得ております。

当社は、個人情報の管理強化のため、個人情報保護規程の制定、役職員への周知徹底を図るとともに、これらの個人情報は、契約先である外部の大手データセンターへ格納し、高度なセキュリティ体制のもとで管理しております。今後につきましても、社内体制整備とともに、外部のデータセンターと継続的にセキュリティ対策強化を行い、いかなる個人情報も流出しないよう細心の注意を払ってまいります。しかしながら、当社内管理体制の問題、または当社外からの不正侵入及び業務提携や業務委託先等の故意又は過失等により、これらのデータが外部へ漏洩した場合、当社の信用力低下やユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、知的財産権の保護は、会社のコンプライアンス及び社会的責任において重要な課題であると認識しております。

開発、コンテンツの提供、日常業務でのソフトウェアの使用等の中で、当社の従業員による第三者の知的財産権の侵害が故意または過失により起きた場合、当社は損害賠償の提起等を受ける可能性があります。

当社がコンテンツビジネスにおいて提供するメール素材の商標や画像の知的財産権は当社が保有しておりますが、ダウンロードを行った月額有料会員ユーザーが他のサイト等に転用したり、第三者に提供される可能性があります。当社の法務担当部署が掲載の差し止め等の対応措置を講じておりますが、当社所有画像等の不正使用が多発した場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のゲームサービスや電子書籍販売等は、他社の使用許諾を受けて事業を行っております。権利の保有元とは良好な関係を維持しておりますが、何らかの理由で契約期間満了後に更新されない場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

資金使途について

当社の公募増資による調達資金の使途については、主に事業規模拡大に伴うサーバー等の設備投資、自社サービス用ソフトウェア開発への投資、それらを支える人員の確保に係る費用に充当する計画となっております。しかし、携帯電話関連業界その他事業環境の変化に対応するために、調達資金が計画通りに使用されない可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも、当初の想定通りの投資効果を上げられない可能性があります。その場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社では利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は創業から現在まで成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来平成21年3月期まで無配としてまいりました。

現在は、安定的な利益の確保に努め、内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への収益の配当を検討する方針であります。ただし配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、会社の利益と、役職員個々の利益とを一体化し、ビジョンの共有や目標の達成等、職務における動機付けをより向上させること、また監査役においては適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めることを目的として導入したものであり、今後も資本政策において慎重に検討しながらも、基本的には継続的に実行していく考えであります。

新株予約権及び新株引受権（以下「ストック・オプション」という。）には一定の権利行使条件がついており、当社株式上場日より1年間経過した日より最長5年間をかけた段階的な行使としておりますが、ストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後もストック・オプションの付与を行なう可能性がありますので、この場合には更に1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式数は176,500株であり発行済株式総数1,053,000株の16.8%に相当しております。ストック・オプションの詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社メディアソケット(注)1	第二電電株式会社、日本移動通信株式会社(注)2	コンテンツ提供に関する契約書、E Zインターネット情報提供契約書	第二電電株式会社、日本移動通信株式会社に対するコンテンツ提供に関する契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	日本移動通信株式会社、関西セルラー電話株式会社等(注)2、4	情報料回収代行サービスに関する契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を左記が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対するコンテンツ提供に関する契約	平成13年11月30日から平成14年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
		iモード情報サービスに関する料金収納代行回収契約書	提供コンテンツの情報料を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが当社に代わって回収することを目的とする契約	iモードサービス開始日から平成14年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	ボーダフォン株式会社(注)3	オフィシャルコンテンツ提供規約	ボーダフォン株式会社に対するコンテンツ提供に関する規約	別途定める承諾通知書による。(以降6ヶ月毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	KDDI株式会社	取引基本契約書	KDDI株式会社との取引に関する基本契約	平成18年5月19日から1年間(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	KDDI株式会社	au移動機向けソフトウェアに関する取引契約書	KDDI株式会社とのau移動機に実装されるアプリケーション等の開発委託、利用許諾その他の取引に関する契約	平成19年6月29日から1年間(以降1年毎自動更新)

(注)1. 当社は平成19年8月1日付で、株式会社ソケットに商号変更をしております。

2. 第二電電株式会社、KDD株式会社、日本移動通信株式会社が平成12年10月1日で合併し、社名は株式会社ディーディーアイになりました。その後、平成13年4月1日付でケイディーディーアイ株式会社に、平成14年11月1日付でKDDI株式会社に商号変更しております。
3. ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付で、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
4. 関西セルラー電話株式会社等とは、関西セルラー電話株式会社、九州セルラー電話株式会社、中国セルラー電話株式会社、東北セルラー電話株式会社、北海道セルラー電話株式会社、北陸セルラー電話株式会社、四国セルラー電話株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーセルラー東海及び株式会社ツーカーホン関西であります。

6【研究開発活動】

メディアビジネスにて提供しているメディアサービスアプリケーションならびにMSDB等に、より先進的な技術を取り入れ、サービス基盤を強固にするための研究開発を積極的に推進しております。

携帯端末側のメディアサービスアプリケーションにおいては、より高速化・オープン化する次世代の携帯プラットフォームを見据えた研究や、新しい広告サービスモデルの実現を目的とした組み込みのミドルウェアの研究等に取り組んでおります。

また、サーバー側のMSDBにおいては、ユーザーのサービス利用履歴を基にしたコンテンツ（作品）レコメンド機能の研究に取り組むと同時に、データベースの内容の充実を図るべく、当社独自のメタデータの開発に取り組んでおり、当事業年度の研究開発費の総額は、38,754千円となっております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、第5 経理の状況の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財務状況の分析

当事業年度末における総資産は、1,141,807千円（前事業年度末比238,547千円増加）となりました。流動資産につきましては、927,981千円（同181,755千円増加）となりました。主な要因としましては、法人税等の支払い等による現金及び預金が減少（同65,275千円）する一方で、仕掛品の増加（同130,533千円）があったことによりです。固定資産につきましては、自社サービス用ソフトウェア開発の順調な進捗により無形固定資産が増加したことで、213,825千円（同56,792千円増加）となりました。

負債は、471,586千円（同43,247千円増加）となりました。主な要因としましては、事業の拡大に伴う開発案件の大型化により買掛金の増加（同62,272千円）があったことによりです。

以上の結果、純資産は、670,220千円（同195,300千円増加）となり、自己資本比率は、前事業年度末の52.6%から58.7%となりました。

(3) 経営成績の分析

当社の当事業年度の売上高は、2,159,556千円（前事業年度比444,989千円増加）と増収となりました。これは、メディアビジネスにおいて、前事業年度より引き続き、企画や開発・提供を行っていた音楽検索関連サービスに加え、映像検索関連サービス、ブック検索関連サービス及びゲーム検索関連サービスの開発収入及び運営収入の増加が増収に貢献いたしました。また、コンテンツビジネスにおけるコミュニケーションサービスを中心としたモバイルサービスや電子書籍販売サービスである「デコガールBOOKS」の概ね順調な業績推移に加え、当ビジネスにおける「デコガール」サービスでの「女性向けライフスタイルサポートサービス」を実現する戦略に従い「デコガール」に関連した新サービス（「占い」や「クッキング」等）を当事業年度後半にスタートさせたことも、当ビジネスの売上高伸長に寄与いたしました。

当事業年度の売上総利益は、前事業年度に比べ334,289千円増加の1,089,413千円となりました。これは、売上高の増加に加え、メディアビジネスにおける原価管理の厳格化にともなう利益率の改善と、利益率の高い自社企画サービスである「デコガール」等のモバイルサービスの業績が順調に推移したことが主な要因となっております。

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ225,117千円増加の723,675千円となりました。これは、事業拡大にともなう人員増による賃金給与及び諸手当の増加（同41,789千円）、コンテンツビジネスにおける機動的な広告宣伝活動による広告宣伝費の増加（同101,588千円）及び上場やJSOX対応等でのコンサルタント費用等の支払手数料の増加（42,289千円）が主な要因となっております。

以上の結果、当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べ109,172千円増加の365,738千円となり、経常利益は、前事業年度に比べ96,758千円増加の355,761千円となりました。

税引前当期純利益は、当事業年度においては特別損益項目が無く、かつ経常利益までの業績の結果を受け、前事業年度に比べ106,833千円増加の355,761千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物は、順調な業績推移を基に税引前当期純利益を計上する一方で、開発案件の大型化に伴う運転資金の増加や自社サービス用ソフトウェアの制作等により支出が増え、前事業年度末に比べ65,275千円減少し309,720千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、44,402千円となりました。この主な要因は、法人税等の支払いが183,840千円、通信事業者向けの専門（ジャンル）検索関連案件の大型化に伴う仕掛品の増加130,533千円、売掛金の増加96,792千円がありました。当社業績の伸長により税引前当期純利益が355,761千円、減価償却費が55,805千円、通信事業者向けの専門（ジャンル）検索関連案件の大型化に伴う仕入債務の増加が62,272千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、109,677千円となりました。この主な要因は、当事業年度において自社サービス用ソフトウェアの無形固定資産への計上99,232千円があり、オフィス拡張による敷金の支払い等10,017千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、当事業年度においては、借入金や株式の発行等資金調達を行っていないことにより記載すべき事項はありません。

(5)経営戦略の現状と見通し

携帯電話関連業界及びインターネット業界は、無線網の通信速度の高速化、通信料の定額化、プラットフォームのオープン化が進んでおります。

そのような環境の中で、当社が事業コンセプトに基づき進めている専門（ジャンル）検索サービスや女性向けをはじめとしたライフスタイルサポートサービスを利用するユーザーを増やし、顧客満足度を向上させていくために、それらのサービスを実現するMSDBを通じて、サービスの幅を検索サービスからレコメンド情報の提供サービス、EC（電子商取引）、放送及び広告サービス等に広げていくことや、無線インターネットの発展に合わせ、サービス提供対象端末を携帯電話からゲーム機やデジタル家電、自動車車載端末等に広げていくことは重要な経営戦略となります。

これらの事業活動を通じ、当社の提供する各種サービスの利用をより多くの一般ユーザーに拡大することによって継続的な事業の拡大、収益の向上を進めてまいります。

(6)経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社の属する携帯電話関連業界は、開発スピードが速く、その開発内容も複雑化しております。また、提供するサービスについても、一般ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化することも予想されます。

そのような事業環境の中で、当社は、優秀な人材の確保と育成、開発・品質管理体制の強化等をもって、MSDBやメディアサービスアプリケーションを活用したサービスを、通信事業者を始めとする提供先企業を拡大するとともに、サービスのクオリティも向上させるよう努力してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、自社使用ソフトウェア及びアプリケーション等への投資を中心に、総額101,105千円の設備投資を実施しました。その主なものは、次のとおりであります。

コンテンツビジネス及びメディアビジネスにおいて、自社使用ソフトウェア及びアプリケーションに98,464千円、自社サービス用サーバー等の購入として、1,873千円の設備投資を実施しました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物付属設備 (千円)	工具器具備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	全社業務 施設	2,952	5,219	93,599	101,771	69(16)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外書で記載しております。

3 本社の建物を賃借中のものであり、設備の内容は以下の通りであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	37,084

3【設備の新設、除却等の計画】

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	サービス対応 用ソフトウェア	300,000	27,669	自己資金 及び増資 資金	平成20年 11月	平成22年 3月	新規サービスへの 対応
本社 (東京都港区)	サーバー等	50,000	-	自己資金 及び増資 資金	平成21年 1月	平成21年 9月	既存サービスの改 良、新規サービスへ の対応

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当する計画はございません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,710,000
計	3,710,000

(注) 平成20年11月5日開催の取締役会決議に基づき、平成20年11月30日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、3,702,580株増加し、3,710,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	927,500	1,053,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	927,500	1,053,000	-	-

(注) 1. 平成20年11月5日開催の取締役会決議に基づき、平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の分割を行っております。

2. 当社株式は平成21年4月2日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行した新株引受権（ストック・オプション）に関する事項は、次の通りであります。

第1回新株引受権（平成14年3月22日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,000（注2、4、7）	8,000（注2、4、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注3、7）	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100（注7） 資本組入額 100（注7）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株引受権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株引受権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株引受権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとするものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株引受権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株引受権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株引受権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

- 4．新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株引受権の数を減じております。

- 5．新株引受権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株引受権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株引受権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- (2) 新株引受権者が死亡した場合、新株引受権者の相続人は本新株引受権を行使することができます。
- (3) 本新株引受権は、上記の新株引受権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株引受権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株引受権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株引受権を行使することができる。
当社株式上場日より2年間経過した日より行使期間の終了日まで、割当数の100%まで、新株引受権を行使することができる。
- (5) その他の条件は、当社と新株引受権者との間で締結する新株引受権割当契約に定めるところによります。
6. 新株引受権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 平成20年11月5日開催の取締役会の決議により、平成20年11月30日付をもって普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（平成18年3月24日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	173	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	86,500（注2、4、7）	85,000（注2、4、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	160（注3、7）	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 160（注7） 資本組入額 160（注7）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整します。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 平成20年11月5日開催の取締役会の決議により、平成20年11月30日付をもって普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第3回新株予約権（平成19年3月12日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	55	55
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,500（注2、4、8）	27,500（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000（注8） 資本組入額 500（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3)当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
- 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 6．新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
- 7．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使の条件
上記5．に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

- イ．当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得するものとします。
- ロ．当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

- 8．平成20年11月5日開催の取締役会の決議により、平成20年11月30日付をもって普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第4回新株予約権（平成20年3月31日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	71	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,500（注2、4、8）	35,500（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,740（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,740（注8）資 本組入額 870（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとし、

- (3)当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した
再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満
了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予
約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無
償で取得することができます。

8. 平成20年11月5日開催の取締役会の決議により、平成20年11月30日付をもって普通株式1株につき500株の
割合で株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行
使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」
は、調整後の数を記載しております。

第5回新株予約権（平成20年11月13日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	33	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,500(注2、4、8)	16,500(注2、4、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,960(注3、8)	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,960(注8) 資本組入額 980(注8)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分
割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の
端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的
な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
- イ. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
- ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 平成20年11月5日開催の取締役会の決議により、平成20年11月30日付をもって普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年4月28日 (注1)	65	1,705	5,200	87,200		
平成18年9月29日 (注2)	150	1,855	37,500	124,700	37,500	37,500
平成20年11月30日 (注3)	925,645	927,500		124,700		37,500

(注1) 新株予約権の行使による増加であります。発行価額80,000円、資本組入額80,000円。

(注2) 第三者割当増資による増加であります。発行価額500,000円、資本組入額250,000円。

(注3) 株式分割(1:500)

(注4) 決算日後、平成21年4月1日を払込期日とする有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集増資)による新株式100,000株(発行価格4,400円、引受価額4,048円、資本組入額2,024円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ202,400千円増加しております。

(注5) 決算日後、平成21年5月1日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式25,500株(売出価格4,400円、引受価額4,048円、資本組入額2,024円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ51,612千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	1	5	2	-	13	22	-
所有株式数 (単元)	-	50	75	3,700	125	-	5,325	9,275	-
所有株式数の 割合(%)	-	0.5	0.8	39.9	1.3	-	57.5	100.0	-

(6) 【大株主の状況】

平成21年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	408,000	44.0
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	120,000	12.9
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番6号	120,000	12.9
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566-1 井門明治安田生命ビル	120,000	12.9
西本 雅一	兵庫県神戸市長田区	36,000	3.9
ソケット従業員持株会	東京都虎ノ門三丁目6番2号	22,000	2.4
伊草 雅幸	東京都世田谷区	15,000	1.6
進藤 晶弘	大阪府豊中市	11,500	1.2
平澤 創	京都府京都市左京区	10,000	1.1
計	-	862,500	92.9

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年 3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 927,500	9,275	完全議決権株式であり、権利内容に何らかの限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	927,500	-	-
総株主の議決権	-	9,275	-

【自己株式等】

平成21年 3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、新株引受権及び新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成14年3月22日臨時株主総会決議)

改正前旧商法に基づき、平成14年3月22日臨時株主総会時点で在任する当社取締役(社外取締役を除く)及び同日現在在籍する当社従業員に対し、新株引受権を付与することを、平成14年3月22日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成14年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成21年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名及び従業員1名の合計2名となっております。

(平成18年3月24日臨時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成18年3月31日時点で在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年3月24日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年3月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 20(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成21年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名及び従業員14名の合計16名となっております。

(平成19年3月12日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成19年3月30日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年3月12日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 14(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成21年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、監査役1名及び従業員8名の合計11名となっております。

(平成20年3月31日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年3月31日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年3月31日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 16(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成21年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、監査役1名及び従業員11名の合計13名となっております。

(平成20年11月13日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年11月13日時点で在任する当社監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年11月13日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成21年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	4,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前 1
= ×
行使価額 行使価額 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求

できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{1株あたり時価} \\ = \quad \times \\ \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \quad \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者またはその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できる。

割当日から2年間経過以降（3年目） 20%

割当日から3年間経過以降（4年目） 40%

割当日から4年間経過以降（5年目） 60%

割当日から5年間経過以降（6年目） 80%

割当日から6年間経過以降（7年目） 100%

4. 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の

数

と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3 . に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来的には経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への収益の配当を検討する所存であります。配当実施の可能性、その実施時期及び回数についての基本的な方針等は、現時点において未定であります。

配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、財務体質の強化、将来の事業展開等を勘案の上、継続的な企業価値の向上に努め内部留保及び利益配分を決定しておりますが、創業から現在まで成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し創業以来平成21年3月期まで無配としてまいりました。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、技術優位性及びコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術及びサービス開発体制を強化するための人材採用やサーバー等設備の増設等、将来の事業拡大への投資に有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成21年4月2日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		浦部 浩司	昭和43年5月18日生	平成4年4月 日本合同ファイナンス(株)(現株ジャフコ)入社 平成11年10月 株ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員 平成12年6月 当社設立、代表取締役社長就任(現任)	(注3)	398,000
取締役	メディアサービステクノロジーグループリーダー	伊草 雅幸	昭和44年2月22日生	平成3年4月 日本NCR(株)入社 平成11年3月 サン・マイクロシステムズ(株)入社 平成13年10月 プラズミック(株)(現リサーチ・イン・モーション・ジャパン)入社 平成15年7月 株アイラテ(現株ナノ・メディア)入社 平成17年2月 株NTTデータ入社 平成17年9月 当社入社 平成17年11月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 メディア開発グループリーダー 平成21年5月 メディアサービステクノロジーグループリーダー(現任)	(注3)	15,000
取締役	サービス&クリエイティブ1グループリーダー	芳林 知仁	昭和50年10月27日生	平成8年4月 トヨタ東京カローラ(株)入社 平成10年3月 株ジェイビー入社 平成13年7月 当社入社 平成18年3月 コンテンツ開発グループリーダー 平成18年11月 当社取締役就任(現任) 平成21年5月 サービス&クリエイティブ1グループリーダー(現任)	(注3)	7,000
取締役	コーポレートマネジメント室長	杭田 真一	昭和38年11月27日生	平成2年12月 月島機械(株)入社 平成12年10月 ソフトバンク・イーシーホールディングス(株)(現ソフトバンクBB(株))入社 平成16年12月 寺島薬局(株)入社 平成17年6月 株アイケイコーポレーション入社 経営管理室長 平成19年9月 当社入社 平成19年12月 経営企画・管理グループ サブグループリーダー 平成20年1月 当社取締役(現任) 経営企画・管理グループリーダー就任 平成21年5月 コーポレートマネジメント室長(現任)	(注3)	-
取締役		鵜飼 幸弘 (注1)	昭和34年2月19日生	昭和56年4月 シャープ(株)入社 平成元年2月 株リコー入社 平成2年9月 株メガチップス入社 平成10年6月 当社取締役就任 平成12年6月 当社取締役就任(現任) 平成13年2月 株メガチップス常務取締役就任 平成20年1月 同社代表取締役副社長就任 平成20年6月 同社代表取締役社長就任(現任)	(注3)	4,000
常勤監査役		林 喬	昭和14年4月2日生	昭和38年4月 東京芝浦電気(株)(株東芝)入社 昭和63年2月 東芝アメリカメディカルシステムズ 社長就任 平成4年4月 東芝電池(株)取締役就任 平成9年6月 東芝電池エンジニアリング(株)取締役社長就任 平成11年1月 アクysonニッポン(株)代表取締役社長就任 平成13年4月 シーメンスウルトラサウンドジャパン(株)代表取締役社長就任 平成18年10月 当社入社 平成18年11月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		大塚 一郎 (注2)	昭和28年4月20日生	昭和56年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所 昭和63年1月 ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年9月 キル・パトリック・アンド・コーディ法律事務所入所 平成2年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所入所 平成4年10月 ブレークモア法律事務所入所 平成11年12月 メリルリンチ日本証券(株)監査役就任(現任) 平成14年6月 リシュモンジャパン(株)監査役就任(現任) 平成14年10月 東京六本木法律事務所(現東京六本木法律特許事務所)設立、パートナー就任(現任) 平成20年1月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
監査役		今西 浩之 (注2)	昭和41年9月22日生	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長(現任) 平成13年10月 (株)ランシステム取締役就任 平成15年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 平成17年3月 (株)朝日ネット監査役就任(現任) 平成17年6月 (株)バイオラックス監査役就任(現任) 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
計						424,000

(注) 1. 取締役鶴飼幸弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役大塚一郎及び今西浩之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成20年11月13日選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

4. 平成20年11月13日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

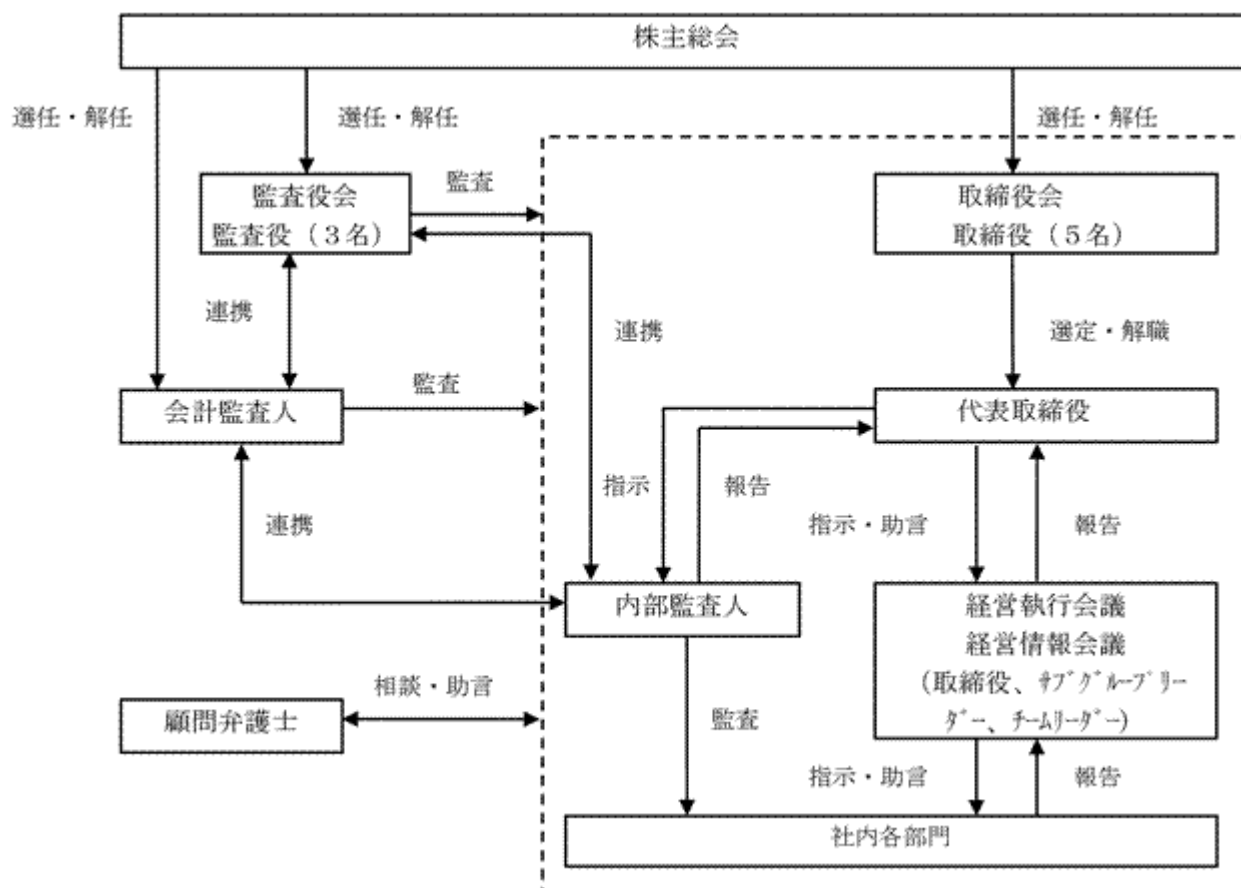
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主ならび当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくという認識のもと、以下の通りコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下の通りであります。



()取締役会

当社の取締役会は、社外取締役1名を含めた5名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。当社では原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。また、会計監査人からの指導事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の部門長（グループリーダー）に指示をしております。

()監査役会

当社は、監査役制度を採用してはりましたが、監査役監査の充実のため、平成20年11月13日開催の株主総会において、監査役会制度を採用いたしました。監査役会の構成は、常勤監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営執行会議及び経営情報会議への出席や重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行について監査しております。

()経営執行会議

業務執行を効果的かつ迅速に行うため、常勤取締役（４名）が、各部門の状況報告や課題を共有し議論する、また、物品の購入や一部の規程類の制改定等権限に基づいた決裁を行う目的で、毎週、経営執行会議を開催しております。

加えて、毎月の取締役会への付議事項の検討を行う機関としております。

()経営情報会議

全社方針の伝達、共有、月次決算結果の検討に対する各部門での問題点の検討、各グループ、チーム単位での業務運営状況報告及び情報交換等を行うため、チームリーダー以上の職位にある者によって２週間に１度開催されております。本書提出日現在の構成人数は、常勤取締役４名、グループリーダー４名、サブグループリーダー３名、チームリーダー５名、常勤監査役１名の計１７名であります。

()内部監査及び監査役監査

当社では内部統制の有効性及び実際の業務の執行状況については、内部監査人（２名）による監査・調査を定期的実施しております。具体的には、コーポレートマネジメント室長が管理系部門以外の部門の監査を担当し、管理系部門の監査はコーポレートマネジメント室以外の部門のグループリーダー（本書提出日現在はメディアサービステクノロジーグループリーダー）が担当し、監査実施結果の報告及び改善案の提出を代表取締役社長へ、内部監査実施の都度行うこととしております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、改善の進捗状況を報告させた後、フォローアップ内部監査を実施することによりその実効性を確保しております。

監査役監査については、会計、法律及びリスクマネジメントに精通した公認会計士資格を有する者の他、弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

また、監査役監査、会計監査人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が監査役会に報告し、適宜意見交換を行っております。加えて、月に１回の内部監査人と常勤監査役のミーティングを開催し、意見・情報交換を行っております。会計監査人との連携につきましては、会計監査人に報告を行うとともに、会計監査人の期中の監査結果報告会に出席しております。監査役会と会計監査人とは、期中の監査後等に報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

()弁護士

当社は、顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について相談し、助言ないし指導を受けております。

()会計監査人

当社は、監査法人トーマツと監査契約を結び、監査を受けており、平成20年11月13日開催の株主総会において同監査法人を会計監査人に選任致しました。監査法人トーマツからは、財務諸表に対する監査を受けるとともに、当事業年度においては、内部統制の整備・運用・評価にかかる助言を受けております。当事業年度における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 猪瀬 忠彦

指定社員 業務執行社員 佐々田 博信

継続監査年数につきましては、両名とも７年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士３名、会計士補等７名、その他１名

()内部統制システムの整備の状況

当社は、業務運営を適切かつ効率的に遂行するため、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限、業務分掌等の明確化と適切な内部統制が機能する体制を整備しております。さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確認するために、内部監査人（コーポレートマネージメント室長及び他部門のグループリーダー）による内部監査を、内部監査計画書に従った定期監査他必要に応じて特命監査を実施しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会、経営執行会議及びリスク管理委員会において、代表取締役社長をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、経営情報会議の結果を各部門長から各部門へ伝達し、問題解決に向けた指揮、命令を行うことで、リスク管理の有効性向上を図っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を主管として推進しております。従業員への説明会実施や、ホットライン制度を通じ、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の確立・強化のため顧問弁護士、顧問社会保険労務士、顧問税理士等社外の専門家へのアドバイスやチェックの依頼を行っております。加えて、情報に係るセキュリティ体制を強化するため、関連する規程の整備やプライバシーマークの取得準備を進めております。

役員報酬の内容

当社は、平成21年3月期において、取締役及び監査役に次の通り役員報酬を支払っております。

	平成21年3月期	備考
	金額	
取締役 (うち社外取締役)	77,428千円 (4,000千円)	注
監査役 (うち社外監査役)	13,971千円 (7,571千円)	注
合計 (うち社外役員)	91,399千円 (11,571千円)	

(注)平成19年6月25日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬額総額を年額300百万円以内、監査役の報酬額総額を年額50百万円以内と改定しております。

会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係の概要

当社は、当社の大株主上位10名にあたる株式会社メガチップスより取締役として鶴飼幸弘を選任しております。なお、取締役鶴飼幸弘は、当社株式及び新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

鶴飼 幸弘 株式 4,000株 新株予約権 7個(3,500株)

また、監査役大塚一郎及び今西浩之は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

大塚 一郎 5個(2,500株)

今西 浩之 5個(2,500株)

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

自己株式に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別議決要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別議決要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を図る目的であります。

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を実施するため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	27,103	7,285

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、監査法人トーマツに対して、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務及び当社新株並びに株式売出に関する調査業務並びに書簡作成業務の対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人トーマツに対する監査報酬の決定については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めており、取締役会にて監査日数等を検討したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、前連結会計年度及び前事業年度に係る監査報告書は、平成21年2月25日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表について

連結子会社であったMEDIA SOCKET US, INC. は平成19年4月20日付けで清算結了いたしました。このため、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）においては、連結財務諸表を作成していましたが、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）につきましては作成しておりません。

1【連結財務諸表等】
（1）【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

（単位：千円）

		前連結会計年度 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		374,995
売掛金		337,355
たな卸資産		991
繰延税金資産		29,131
その他		11,997
貸倒引当金		8,244
流動資産合計		746,226
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		3,025
減価償却累計額		927
建物附属設備（純額）		2,098
工具、器具及び備品		29,719
減価償却累計額		19,648
工具、器具及び備品（純額）		10,071
有形固定資産合計		12,169
無形固定資産		
ソフトウェア		42,645
その他		3,903
無形固定資産合計		46,548
投資その他の資産		
繰延税金資産		68,001
その他		30,313
投資その他の資産合計		98,314
固定資産合計		157,032
資産合計		903,259

(単位：千円)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	118,582
未払金	64,356
未払法人税等	118,037
賞与引当金	42,800
役員賞与引当金	21,250
その他	51,077
流動負債合計	416,103
固定負債	
退職給付引当金	12,236
固定負債合計	12,236
負債合計	428,339
純資産の部	
株主資本	
資本金	124,700
資本剰余金	37,500
利益剰余金	312,719
株主資本合計	474,919
純資産合計	474,919
負債純資産合計	903,259

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
売上高	1,714,567
売上原価	959,443
売上総利益	755,124
販売費及び一般管理費	1、 2 499,815
営業利益	255,309
営業外収益	
受取利息	13
為替差益	2,244
営業外収益合計	2,257
経常利益	257,567
特別損失	
投資有価証券評価損	10,075
特別損失合計	10,075
税金等調整前当期純利益	247,492
法人税、住民税及び事業税	162,006
法人税等調整額	55,393
法人税等合計	106,613
当期純利益	140,878

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		124,700
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		124,700
資本剰余金		
前期末残高		37,500
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		37,500
利益剰余金		
前期末残高		173,030
当期変動額		
当期純利益		140,878
連結子会社の清算による減少		1,189
当期変動額合計		139,689
当期末残高		312,719
株主資本合計		
前期末残高		335,230
当期変動額		
当期純利益		140,878
連結子会社の清算による減少		1,189
当期変動額合計		139,689
当期末残高		474,919
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定		
前期末残高		1,222
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1,222
当期変動額合計		1,222
当期末残高		-
評価・換算差額等合計		
前期末残高		1,222
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1,222
当期変動額合計		1,222
当期末残高		-
純資産合計		
前期末残高		334,008
当期変動額		
当期純利益		140,878
連結子会社の清算による減少		1,189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1,222
当期変動額合計		140,911
当期末残高		474,919

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	247,492
減価償却費	87,538
貸倒引当金の増減額（ は減少）	4,462
賞与引当金の増減額（ は減少）	16,266
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	10,250
退職給付引当金の増減額（ は減少）	4,855
受取利息	13
投資有価証券評価損益（ は益）	10,075
売上債権の増減額（ は増加）	55,848
たな卸資産の増減額（ は増加）	30,088
仕入債務の増減額（ は減少）	101,678
未払金の増減額（ は減少）	19,872
その他	10,196
小計	386,327
利息の受取額	13
法人税等の支払額	124,871
営業活動によるキャッシュ・フロー	261,469
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	9,820
無形固定資産の取得による支出	29,275
その他	730
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,826
現金及び現金同等物に係る換算差額	32
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	221,675
現金及び現金同等物の期首残高	153,320
現金及び現金同等物の期末残高	374,995

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社数 1社 主要な連結子会社の名称 MEDIA SOCKET US , INC . なお、MEDIA SOCKET US , INC . は平成19年4月20日に清算が終了しているため、当連結会計年度 において、損益計算書については清算終了時まで連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称 該当事項はありません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結財務諸表の作成に当たっては、連結子会社 MEDIA SOCKET US , INC . は平成19年4月20日に清算が終了していることから、清算日現在の財務諸 表を使用しております。
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1)重要な資産の評価基準及び評 価方法</p> <p>(2)重要な減価償却資産の減価償 却の方法</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 15年 工具、器具及び備品 3～5年</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（取得 時に費用化、一部パッケージソフトウェアについては3年もしくは5年）に基づ いております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(3)重要な引当金の計上基準	<p>(追加情報)</p> <p>当社のコンテンツビジネスで使用するコンテンツ(無形固定資産)は、従来、ソフトウェアと経済的、機能的に一体不可分と認められ、耐用年数を2年として減価償却を行ってまいりました。</p> <p>しかし、近年、携帯電話の高性能化及び固定会員数の割合の増加により、会員の趣向がより新しいコンテンツへと変化してきた結果、新規コンテンツ数を増加させるとともに、取扱い総コンテンツ数も増加してまいりました。これにともない、コンテンツのサービス提供期間が短くなってきたことから、期間損益をより適切に表すため、当連結会計年度から取得時に費用化する方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比較して、売上原価が32,865千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が32,865千円それぞれ減少しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算した当連結会計年度末の退職給付債務に基づき計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(4)コンテンツ事業の売上計上基準 (5)その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>コンテンツ事業においては、当社サーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社グループ計上額との差額につき売上調整しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>
5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(有形固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号」)に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。 これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

【注記事項】

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。																														
<table> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">37,786</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>賃金給料及び諸手当</td> <td style="text-align: right;">95,129</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">49,442</td> <td></td> </tr> <tr> <td>回収代行手数料</td> <td style="text-align: right;">91,883</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">30,720</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">14,145</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">21,250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,327</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8,244</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,620</td> <td></td> </tr> </table>	役員報酬	37,786	千円	賃金給料及び諸手当	95,129		支払手数料	49,442		回収代行手数料	91,883		広告宣伝費	30,720		賞与引当金繰入額	14,145		役員賞与引当金繰入額	21,250		退職給付費用	2,327		貸倒引当金繰入額	8,244		減価償却費	2,620	
役員報酬	37,786	千円																												
賃金給料及び諸手当	95,129																													
支払手数料	49,442																													
回収代行手数料	91,883																													
広告宣伝費	30,720																													
賞与引当金繰入額	14,145																													
役員賞与引当金繰入額	21,250																													
退職給付費用	2,327																													
貸倒引当金繰入額	8,244																													
減価償却費	2,620																													
2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 57,489 千円																														

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	1,855	-	-	1,855
合計	1,855	-	-	1,855

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

リース契約一件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金支給規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
イ 退職給付債務(千円)	12,236
ロ 退職給付引当金(千円)	12,236

(注) 当社グループは、退職給付債務の算定に当たり、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付費用(千円)	6,826

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社			
	第1回新株引受権	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、従業員6名	当社取締役4名、従業員20名	当社取締役2名、監査役1名、従業員14名	当社取締役1名、監査役1名、従業員16名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 75株	普通株式 247株	普通株式 103株	普通株式 76株
付与日	平成14年3月30日	平成18年3月31日	平成19年3月30日	平成20年3月31日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役または従業員であること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社もしくは子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	提出会社			
	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	16	242	103	-
付与	-	-	-	76
失効	-	46	12	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	16	196	91	76
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

単価情報

	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	80,000	500,000	870,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度にストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積は、本源的価値の見積に基づいて算定しております。なお、本源的価値を算出するための基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、類似会社比準方式等により算出した価格を勘案して決定しております。

付与時点の1株当たりの評価額 870,000円

予約権の行使額 870,000円

算定の結果、本源的価値は0円となることから、公正な評価単価も0円としております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 連結会計年度末日におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 33,670千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産(流動)	(千円)
賞与引当金	17,415
未払事業税	8,962
未払費用	2,754
合計	29,131
繰延税金資産(固定)	(千円)
減価償却超過額	55,048
退職給付引当金	4,969
繰延資産償却超過額	1,470
投資有価証券評価損	4,099
一括償却資産超過額	2,413
合計	68,001
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.81%
住民税均等割等	0.21%
子会社清算に伴う認容等による影響	2.86%
その他	0.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.08%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、携帯電話向けアプリケーション及びサービスの開発・提供企業として、同一セグメントに属するアプリケーション及びサービスの開発・提供を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	通信業	被所有 直接 12.9	無	販売先	サービス、アプリケーションの開発・提供	585,294	売掛金	68,789
								手数料の支払い	32,956	未払金	16,220

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記企業からの仕入については、各社から提示された価格と他の外注先と同様の取引における条件を勘案して、価格交渉の上その都度決定しております。

上記企業への販売については、当社希望価格を提示し、一般取引先と同様の取引における条件等を勘案して、価格交渉の上その都度決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	256,021.50円
1株当たり当期純利益金額	75,945.31円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益(千円)	140,878
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	140,878
期中平均株式数(株)	1,855
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権1種類 (新株引受権の数16個)</p> <p>平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1種類(新株予約権の数196個)</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権2種類(新株予約権の数167個)</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
<p>1. 株式の分割</p> <p>当社は、平成20年11月5日開催の取締役会において、株式の分割を実施することを決議しております。</p> <p>(1) 株式分割の目的 当社株式の1株当たり投資金額の引き下げ、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。</p> <p>(2) 株式分割の概要 分割の方法 平成20年11月29日最終の株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき、500株の割合をもって分割いたします。</p> <p>発行可能株式総数の増加 会社法第184条第2項の規定に基づき、平成20年11月30日をもって当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を3,702,580株増加させ、3,710,000株といたします。</p> <p>分割により増加する株式数 普通株式 925,645株</p> <p>(3) 株式分割の日程 株式分割基準日 平成20年11月29日 効力発生日 平成20年11月30日</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなっております。</p>	
前連結会計年度	当連結会計年度
<p>1株当たり純資産額 360.12円</p> <p>1株当たり当期純利益金額 81.92円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、記載しておりません。</p>	<p>1株当たり純資産額 512.04円</p> <p>1株当たり当期純利益金額 151.89円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、記載しておりません。</p>

前連結会計年度
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

2. ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は平成20年11月13日開催の臨時株主総会決議及び平成20年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成20年11月14日付で当社監査役及び従業員に対し、会社法第387条第1項、第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の付与を以下の通り行なっております。

(1) 新株予約権を発行する理由

監査役及び従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の監査役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものとします。

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとします。

(3) 新株予約権の割当日

平成20年11月14日

(4) 新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式33株。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

新株予約権の総数

33個。なお、この内、当社監査役に付与する新株予約権は5個。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とし、に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という。）に に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。

前連結会計年度
(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

行使価格は、第三者機関の評価に基づき算定された当社の株価を鑑みて金980,000円とします。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価格の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価格を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日後2年を経過した日を始期として平成30年10月31日まで

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

前連結会計年度
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

新株予約権者またはその相続人は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わない。)に上場した日より1年経過した場合に行使できます。

新株予約権者またはその相続人は、次の割合の数(ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。)を上回らない場合に行使できます。

当社株式上場日から1年間経過以降(2年目) 20%

当社株式上場日から2年間経過以降(3年目) 40%

当社株式上場日から3年間経過以降(4年目) 60%

当社株式上場日から4年間経過以降(5年目) 80%

当社株式上場日から5年間経過以降(6年目) 100%

新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。

前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

組織再編成時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。

前連結会計年度
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、 に準じて決定します。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

ヘ 新株予約権の行使の条件

に準じて決定します。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

に準じて決定します。

(5) 監査役に対して割り当てる新株予約権の監査役報酬に関する事項

上記により当社監査役に対して割り当てる本新株予約権の額は、割当日において算出される本新株予約権1個当たりの公正な評価単価に、割当日において在任する当社監査役に割り当てる本新株予約権の総数を乗じて得た額とします。

なお、付与時点での1株当たりの評価額は、類似会社比準方式等により算出した価格を勘案し980,000円であり、(4)に記載の新株予約権の行使価格と一致しているため、「本新株予約権1個当たりの公正な評価単価」については、0円となっております。

(6) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、新株予約権の発行の取締役会で決定します。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	374,995	309,720
売掛金	337,355	434,148
仕掛品	991	131,524
前払費用	7,641	22,739
繰延税金資産	29,131	29,771
その他	4,355	7,327
貸倒引当金	8,244	7,248
流動資産合計	746,226	927,981
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	3,025	4,191
減価償却累計額	927	1,239
建物附属設備(純額)	2,098	2,952
工具、器具及び備品	29,719	28,373
減価償却累計額	19,648	23,153
工具、器具及び備品(純額)	10,071	5,219
有形固定資産合計	12,169	8,172
無形固定資産		
ソフトウェア	42,645	93,599
ソフトウェア仮勘定	3,830	2,173
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	46,548	95,845
投資その他の資産		
長期前払費用	-	500
繰延税金資産	68,001	71,258
敷金及び保証金	30,313	38,047
投資その他の資産合計	98,314	109,807
固定資産合計	157,032	213,825
資産合計	903,259	1,141,807

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	118,582	180,855
未払金	64,356	64,939
未払費用	20,811	24,129
未払法人税等	118,037	99,658
未払消費税等	23,754	11,357
前受金	1,959	-
預り金	4,551	4,840
賞与引当金	42,800	47,239
役員賞与引当金	21,250	18,028
流動負債合計	416,103	451,048
固定負債		
退職給付引当金	12,236	20,537
固定負債合計	12,236	20,537
負債合計	428,339	471,586
純資産の部		
株主資本		
資本金	124,700	124,700
資本剰余金		
資本準備金	37,500	37,500
資本剰余金合計	37,500	37,500
利益剰余金		
利益準備金	4,295	4,295
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	308,424	503,725
利益剰余金合計	312,719	508,020
株主資本合計	474,919	670,220
純資産合計	474,919	670,220
負債純資産合計	903,259	1,141,807

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	1,714,567	2,159,556
売上原価	959,443	1,070,142
売上総利益	755,124	1,089,413
販売費及び一般管理費	1, 2 498,558	1, 2 723,675
営業利益	256,566	365,738
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	2,390	22
その他	45	-
営業外収益合計	2,437	23
営業外費用		
株式公開費用	-	9,999
営業外費用合計	-	9,999
経常利益	259,003	355,761
特別損失		
投資有価証券評価損	10,075	-
特別損失合計	10,075	-
税引前当期純利益	248,928	355,761
法人税、住民税及び事業税	161,909	164,358
法人税等調整額	48,303	3,896
法人税等合計	113,605	160,461
当期純利益	135,322	195,300

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
労務費	1	211,412	22.1	310,944	24.8
外注費		106,067	11.1	302,305	24.2
経費		639,620	66.8	637,732	51.0
当期総製造費用		957,101	100.0	1,250,982	100.0
期首仕掛品たな卸高		31,079		991	
合計		988,181		1,251,974	
期末仕掛品たな卸高	2	991		131,524	
他勘定振替高		27,746		50,306	
当期売上原価		959,443		1,070,142	

(注)

区分	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
	金額 (千円)		金額 (千円)	
1 経費の主な内訳				
ライセンス使用料		291,286		232,213
減価償却費		84,917		53,608
コンテンツ制作費		97,409		109,897
支払手数料		96,492		168,207
地代家賃		25,410		27,558
通信費		9,690		11,987
旅費交通費		17,755		17,525
2 他勘定振替高の内訳				
ソフトウェア仮勘定		17,876		32,562
研究開発費		9,870		17,743

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	124,700	124,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	124,700	124,700
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	37,500	37,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	37,500	37,500
資本剰余金合計		
前期末残高	37,500	37,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	37,500	37,500
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	4,295	4,295
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,295	4,295
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	173,102	308,424
当期変動額		
当期純利益	135,322	195,300
当期変動額合計	135,322	195,300
当期末残高	308,424	503,725
利益剰余金合計		
前期末残高	177,397	312,719
当期変動額		
当期純利益	135,322	195,300
当期変動額合計	135,322	195,300
当期末残高	312,719	508,020
株主資本合計		
前期末残高	339,597	474,919
当期変動額		
当期純利益	135,322	195,300
当期変動額合計	135,322	195,300
当期末残高	474,919	670,220
純資産合計		
前期末残高	339,597	474,919
当期変動額		
当期純利益	135,322	195,300
当期変動額合計	135,322	195,300
当期末残高	474,919	670,220

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	355,761
減価償却費	55,805
貸倒引当金の増減額（は減少）	995
賞与引当金の増減額（は減少）	4,439
役員賞与引当金の増減額（は減少）	3,222
退職給付引当金の増減額（は減少）	8,301
受取利息	0
売上債権の増減額（は増加）	96,792
たな卸資産の増減額（は増加）	130,533
仕入債務の増減額（は減少）	62,272
未払金の増減額（は減少）	582
前受金の増減額（は減少）	1,959
未払消費税等の増減額（は減少）	12,397
その他	11,856
小計	228,242
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	183,840
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	707
無形固定資産の取得による支出	99,232
差入保証金の回収による収入	279
差入保証金の差入による支出	10,017
投資活動によるキャッシュ・フロー	109,677
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	65,275
現金及び現金同等物の期首残高	374,995
現金及び現金同等物の期末残高	309,720

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	-
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法を採用してありま す。	仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法)を採用して おります。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであり ます。 建物附属設備 15年 工具、器具及び備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(取得 時に費用化、一部パッケージソフトウエ アについては3年もしくは5年)に基づ いております。 (追加情報) 当社のコンテンツビジネスで使用する コンテンツ(無形固定資産)は、従来、ソ フトウェアと経済的、機能的に一体不可分 と認められ、耐用年数を2年として減価償 却を行ってまいりました。 しかし、近年、携帯電話の高性能化及び 固定会員数の割合の増加により、会員の趣 向がより新しいコンテンツへと変化して きた結果、新規コンテンツ数を増加させ るとともに、取扱い総コンテンツ数も増加 してまいりました。これにともない、コン テンツのサービス提供期間が短くなって きたことから、期間損益をより適切に表すた め、当事業年度から取得時に費用化する方 法に変更しております。 この結果、従来の方法に比較して、売上 原価が32,865千円増加し、営業利益、経常 利益及び税引前当期純利益が32,865千円 それぞれ減少しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(取得 時に費用化もしくは2年、一部パッケー ジソフトウェアについては3年もしくは 5年)に基づいております。 -
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額 を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算した当事業年度末の退職給付債務に基づき計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>
5. コンテンツ事業の売上計上基準	コンテンツ事業においては、当社サーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社計上額との差額につき売上調整しております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	-	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号」)に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについて、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分企業会計基準第9号)を当事業年度から適用しております。</p> <p>なお、従来の方によった場合に比べて、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。</p> <p>これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>	<p>-</p>

【注記事項】
(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																												
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は30%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は70%であります。主要な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>37,786</td><td>千円</td></tr> <tr><td>賃金給料及び諸手当</td><td>95,129</td><td></td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>48,329</td><td></td></tr> <tr><td>回収代行手数料</td><td>91,883</td><td></td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>30,720</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>14,145</td><td></td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>21,250</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>2,327</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>8,244</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,477</td><td></td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 57,489 千円</p>	役員報酬	37,786	千円	賃金給料及び諸手当	95,129		支払手数料	48,329		回収代行手数料	91,883		広告宣伝費	30,720		賞与引当金繰入額	14,145		役員賞与引当金繰入額	21,250		退職給付費用	2,327		貸倒引当金繰入額	8,244		減価償却費	2,477		<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は35%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は65%であります。主要な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>59,050</td><td>千円</td></tr> <tr><td>賃金給料及び諸手当</td><td>136,919</td><td></td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>90,619</td><td></td></tr> <tr><td>回収代行手数料</td><td>94,496</td><td></td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>132,309</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>20,806</td><td></td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>18,028</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>1,987</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>7,248</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,197</td><td></td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 38,754 千円</p>	役員報酬	59,050	千円	賃金給料及び諸手当	136,919		支払手数料	90,619		回収代行手数料	94,496		広告宣伝費	132,309		賞与引当金繰入額	20,806		役員賞与引当金繰入額	18,028		退職給付費用	1,987		貸倒引当金繰入額	7,248		減価償却費	2,197	
役員報酬	37,786	千円																																																											
賃金給料及び諸手当	95,129																																																												
支払手数料	48,329																																																												
回収代行手数料	91,883																																																												
広告宣伝費	30,720																																																												
賞与引当金繰入額	14,145																																																												
役員賞与引当金繰入額	21,250																																																												
退職給付費用	2,327																																																												
貸倒引当金繰入額	8,244																																																												
減価償却費	2,477																																																												
役員報酬	59,050	千円																																																											
賃金給料及び諸手当	136,919																																																												
支払手数料	90,619																																																												
回収代行手数料	94,496																																																												
広告宣伝費	132,309																																																												
賞与引当金繰入額	20,806																																																												
役員賞与引当金繰入額	18,028																																																												
退職給付費用	1,987																																																												
貸倒引当金繰入額	7,248																																																												
減価償却費	2,197																																																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 . 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式(注)	1,855	925,645	-	927,500
合計	1,855	925,645	-	927,500

(注) 発行済株式数の増加は、普通株式1株につき500株の株式分割を実施したことによるものであります。

2 . 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)及び当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

リース契約一件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)及び当事業年度(平成21年3月31日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金支給規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度 (平成21年3月31日)
イ 退職給付債務(千円)	20,537
ロ 退職給付引当金(千円)	20,537

(注)当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用(千円)	11,006

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社				
	第1回新株引受権	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、従業員6名	当社取締役4名、従業員20名	当社取締役2名、監査役1名、従業員14名	当社取締役1名、監査役1名、従業員16名	当社監査役1名、従業員24名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 37,500株	普通株式 123,500株	普通株式 51,500株	普通株式 38,000株	普通株式 16,500株
付与日	平成14年3月30日	平成18年3月31日	平成19年3月30日	平成20年3月31日	平成20年11月14日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役または従業員であること。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社もしくは子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	-	-	-	-	-
権利行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成20年11月30日付の株式分割(1:500)を考慮し、調整後の数を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。また、株式数及び権利行使価格は、平成20年11月30日付の株式分割(1:500)を考慮し、調整後の数及び価格を記載しております。

ストック・オプションの数

	提出会社				
	第1回新株引受権	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	8,000	98,000	45,500	38,000	-
付与	-	-	-	-	16,500
失効	-	11,500	18,000	2,500	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	8,000	86,500	27,500	35,500	16,500
権利確定後(株)					
前事業年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

単価情報

	第1回新株引受権	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	100	160	1,000	1,740	1,960

	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度にストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積は、本源的価値の見積に基づいて算定しております。なお、本源的価値を算出するための基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、類似会社比準方式等により算出した価格を勘案して決定しております。

付与時点の1株当たりの評価額 1,960円

予約権の行使額 1,960円

算定の結果、本源的価値は0円となることから、公正な評価単価も0円としております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 事業年度末日におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 34,210千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">17,415</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,962</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">2,754</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">29,131</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">55,048</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,969</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">1,470</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">4,099</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産超過額</td> <td style="text-align: right;">2,413</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">68,001</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	賞与引当金	17,415	未払事業税	8,962	未払費用	2,754	合計	29,131	繰延税金資産(固定)	(千円)	減価償却超過額	55,048	退職給付引当金	4,969	繰延資産償却超過額	1,470	投資有価証券評価損	4,099	一括償却資産超過額	2,413	合計	68,001	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">19,221</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,042</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">2,507</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">29,771</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">54,115</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">8,349</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産超過額</td> <td style="text-align: right;">4,374</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">4,099</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">319</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">71,258</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	賞与引当金	19,221	未払事業税	8,042	未払費用	2,507	合計	29,771	繰延税金資産(固定)	(千円)	減価償却超過額	54,115	退職給付引当金	8,349	一括償却資産超過額	4,374	投資有価証券評価損	4,099	その他	319	合計	71,258
繰延税金資産(流動)	(千円)																																																
賞与引当金	17,415																																																
未払事業税	8,962																																																
未払費用	2,754																																																
合計	29,131																																																
繰延税金資産(固定)	(千円)																																																
減価償却超過額	55,048																																																
退職給付引当金	4,969																																																
繰延資産償却超過額	1,470																																																
投資有価証券評価損	4,099																																																
一括償却資産超過額	2,413																																																
合計	68,001																																																
繰延税金資産(流動)	(千円)																																																
賞与引当金	19,221																																																
未払事業税	8,042																																																
未払費用	2,507																																																
合計	29,771																																																
繰延税金資産(固定)	(千円)																																																
減価償却超過額	54,115																																																
退職給付引当金	8,349																																																
一括償却資産超過額	4,374																																																
投資有価証券評価損	4,099																																																
その他	319																																																
合計	71,258																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない 項目</td> <td style="text-align: right;">4.78%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.21%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.04%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td> <td style="text-align: right;">45.64%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない 項目	4.78%	住民税均等割等	0.21%	その他	0.04%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	45.64%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない 項目</td> <td style="text-align: right;">4.29%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.15%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.03%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td> <td style="text-align: right;">45.10%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない 項目	4.29%	住民税均等割等	0.15%	その他	0.03%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	45.10%																												
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																
交際費等永久に損金に算入されない 項目	4.78%																																																
住民税均等割等	0.21%																																																
その他	0.04%																																																
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	45.64%																																																
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																
交際費等永久に損金に算入されない 項目	4.29%																																																
住民税均等割等	0.15%																																																
その他	0.03%																																																
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	45.10%																																																

(持分法損益等)

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(百 万円)	事業内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要 株主	KDDI 株式会社	東京都 千代田区	141,851	通信業	被所有 直接 12.9	販売先	サービス、ア プリケーショ ンの開発・提 供	1,170,693	売掛金	132,920
							手数料の支払 い	32,959	未払金	11,707

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記企業への販売については、当社希望価格を提示し、一般取引先と同様の取引における条件等を勘案して、価格交渉の上その都度決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 256,021.50円 1株当たり当期純利益金額 72,950.04円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、記載していません。	1株当たり純資産額 722.61円 1株当たり当期純利益金額 210.57円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、記載していません。 当社は、平成20年11月30日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下の通りとなります。 1株当たり純資産額 512.04円 1株当たり当期純利益金額 145.90円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	135,322	195,300
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	135,322	195,300
期中平均株式数(株)	1,855	927,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権1種類(新株引受権の数16個) 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1種類(新株予約権の数196個) 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権2種類(新株予約権の数167個)	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権1種類(新株引受権の数16個) 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1種類(新株予約権の数173個) 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権3種類(新株予約権の数159個)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 株式の分割 当社は、平成20年11月5日開催の取締役会において、株式の分割を実施することを決議しております。</p> <p>(1) 株式分割の目的 当社株式の1株当たり投資金額の引き下げ、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。</p> <p>(2) 株式分割の概要 分割の方法 平成20年11月29日最終の株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき、500株の割合をもって分割いたします。</p> <p>発行可能株式総数の増加 会社法第184条第2項の規定に基づき、平成20年11月30日をもって当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を3,702,580株増加させ、3,710,000株といたします。</p> <p>分割により増加する株式数 普通株式 925,645株</p> <p>(3) 株式分割の日程 株式分割基準日 平成20年11月29日 効力発生日 平成20年11月30日</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなっております。</p>	<p>1. 公募増資 当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、平成21年4月2日をもって同取引所マザーズ市場に上場いたしました。この株式上場に当たり、平成21年2月25日及び平成21年3月11日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成21年4月1日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、資本金は327,100千円、発行済株式総数は1,027,500株となっております。</p> <p>募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>発行する株式の種類及び : 普通株式 100,000株 数</p> <p>発行価格 : 1株につき 4,400円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>引受価額 : 1株につき 4,048円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>払込金額 : 1株につき 3,400円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成21年3月11日開催の取締役会において決定された金額であります。</p> <p>資本組入額 : 1株につき 2,024円 発行価額の総額 : 340,000千円 資本組入額の総額 : 202,400千円 払込金額の総額 : 404,800千円 払込期日 : 平成21年4月1日 資金の用途 : 設備資金、採用費、人件費及び運転資金</p> <p>2. 第三者割当増資 当社は、平成21年2月25日の取締役会においてオーバードットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議し、以下のような増資が行われました。</p> <p>発行新株式数 : 普通株式 25,500株 割当価格 : 1株につき 4,048円 発行価額 : 1株につき 3,400円 資本組入額 : 1株につき 2,024円 割当価格の総額 : 103,224千円 払込期日 : 平成21年5月1日 割当先 : 野村証券株式会社 資金の用途 : 仕入債務の支払等の運転資金</p>
前事業年度	当事業年度
1株当たり純資産額 366.14円	1株当たり純資産額 512.04円
1株当たり当期純利益金額 81.25円	1株当たり当期純利益金額 145.90円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、記載しておりません。

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>2.ストック・オプションとしての新株予約権の付与 当社は平成20年11月13日開催の臨時株主総会決議及び平成20年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成20年11月14日付で当社監査役及び従業員に対し、会社法第387条第1項、第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の付与を以下の通り行なっております。</p> <p>(1)新株予約権を発行する理由 監査役及び従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の監査役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものとします。</p> <p>(2)新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとします。</p> <p>(3)新株予約権の割当日 平成20年11月14日</p> <p>(4)新株予約権の内容 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式33株。 なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。</p> <p>新株予約権の総数 33個。なお、この内、当社監査役に付与する新株予約権は5個。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とし、に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。）</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 またはその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という。）にに定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。</p>	<p>2.ストック・オプションとしての新株予約権の付与 当社は平成21年6月22日開催の第9回定時株主総会決議及び平成21年6月22日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月30日付で当社従業員に対し、会社法第387条第1項、第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の付与を以下の通り行います。</p> <p>(1)新株予約権を発行する理由 従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の監査役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものとします。</p> <p>(2)新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとします。</p> <p>(3)新株予約権の割当日 平成21年6月30日</p> <p>(4)新株予約権の内容 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式4,000株。 なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。</p> <p>新株予約権の総数 40個。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。）</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 またはその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という。）にに定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。</p>

<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>行使価格は、第三者機関の評価に基づき算定された当社の株価を鑑みて金980,000円とします。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$	<p>行使価格は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）に属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$
<p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$	<p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
<p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。</p> <p>また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価格の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価格を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 新株予約権発行の日後2年を経過した日を始期として平成30年10月31日まで</p> <p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>	<p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。</p> <p>また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価格の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価格を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 新株予約権発行の日後2年を経過した日を始期として平成31年5月28日まで</p> <p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p> <p>新株予約権の行使の条件 () 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>() 新株予約権者またはその相続人は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わない。)に上場した日より1年経過した場合に行使できる。</p> <p>() 新株予約権者またはその相続人は、次の割合の数(ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。)を上回らない場合に行使できます。</p> <p>当社株式上場日から1年間経過以降(2年目) 20% 当社株式上場日から2年間経過以降(3年目) 40% 当社株式上場日から3年間経過以降(4年目) 60% 当社株式上場日から4年間経過以降(5年目) 80% 当社株式上場日から5年間経過以降(6年目) 100%</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。</p> <p>代用払込みにに関する事項 該当事項はありません。</p> <p>新株予約権の取得事由及び取得の条件 () 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。</p> <p>() 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。</p> <p>組織再編成時の取扱い 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p>	<p>新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p> <p>新株予約権の行使の条件 () 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>() 新株予約権者またはその相続人は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わない。)に上場した日より1年経過した場合に行使できる。</p> <p>() 新株予約権者またはその相続人は、次の割合の数(ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。)を上回らない場合に行使できます。</p> <p>割当日から2年間経過以降(3年目) 20% 割当日から3年間経過以降(4年目) 40% 割当日から4年間経過以降(5年目) 60% 割当日から5年間経過以降(6年目) 80% 割当日から6年間経過以降(7年目) 100%</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。</p> <p>代用払込みにに関する事項 該当事項はありません。</p> <p>新株予約権の取得事由及び取得の条件 () 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。</p> <p>() 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。</p> <p>組織再編成時の取扱い 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p>

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、 に準じて決定します。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p> <p>ヘ 新株予約権の行使の条件 に準じて決定します。</p> <p>ト 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。</p> <p>チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件 に準じて決定します。</p> <p>(5) 監査役に対して割り当てる新株予約権の監査役報酬に関する事項 上記により当社監査役に対して割り当てる本新株予約権の額は、割当日において算出される本新株予約権1個当たりの公正な評価単価に、割当日において在任する当社監査役に割り当てる本新株予約権の総数を乗じて得た額とします。</p> <p>なお、付与時点での1株当たりの評価額は、類似会社比準方式等により算出した価格を勘案し980,000円であり、(4) に記載の新株予約権の行使価格と一致しているため、「本新株予約権1個当たりの公正な評価単価」については、0円となっております。</p> <p>(6) 細目事項 新株予約権に関する細目事項は、新株予約権の発行の取締役会で決定します。</p>	<p>イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、 に準じて決定します。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p> <p>ヘ 新株予約権の行使の条件 に準じて決定します。</p> <p>ト 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。</p> <p>チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件 に準じて決定します。</p> <p>(5) 細目事項 新株予約権に関する細目事項は、新株予約権の発行の取締役会で決定します。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	3,025	1,166	-	4,191	1,239	311	2,952
工具、器具及び備品	29,719	707	2,052	28,373	23,153	5,558	5,219
有形固定資産計	32,744	1,873	2,052	32,565	24,392	5,869	8,172
無形固定資産							
ソフトウェア	94,240	100,889	63,584	131,545	37,946	49,935	93,599
ソフトウェア仮勘定	3,830	2,173	3,830	2,173	-	-	2,173
電話加入権	72	-	-	72	-	-	72
無形固定資産計	98,144	103,063	67,415	133,792	37,946	49,935	95,845
長期前払費用	-	1,001	-	1,001	500	500	500

(注) 1 当期増加額の主なものは以下の通りであります。

ソフトウェア 自社サービス用ソフトウェア 100,121千円

2 当期減少額の主なものは以下の通りであります。

ソフトウェア 償却完了による減少 63,584千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,244	7,248	8,244	-	7,248
賞与引当金	42,800	47,239	42,800	-	47,239
役員賞与引当金	21,250	18,028	21,250	-	18,028

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	146
預金	
普通預金	309,574
小計	309,574
合計	309,720

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	191,589
KDDI株式会社	168,003
京セラコミュニケーションシステム株式会社	50,994
ソフトバンクモバイル株式会社	12,339
東芝ソリューション株式会社	6,930
その他	4,291
合計	434,148

(注) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社及び京セラコミュニケーションシステム株式会社に対する売掛金は、コンテンツビジネスにおける一般ユーザーが支払う情報提供料の回収を、各社が代行しているものが含まれております。また、ソフトバンクモバイル株式会社に対する売掛金は、コンテンツビジネスにおける一般ユーザーが支払う情報提供料債権を、同社に譲渡したことによるものであります。

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					365
337,355	2,267,418	2,170,625	434,148	83.3	62.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

品目	金額(千円)
ソフトウェア及びアプリケーション	131,524
合計	131,524

繰延税金資産(固定資産)

繰延税金資産(固定資産)は、71,258千円であり、その内容については、「2 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

買掛金

相手先	金額(千円)
Melodis Corporation	33,645
メルコ・パワー・システムズ株式会社	21,092
Minoraxis, Inc.	17,802
株式会社ビットウェイ	15,732
株式会社バスキョール	10,500
その他	82,082
合計	180,855

未払金

相手先	金額(千円)
京セラコミュニケーションシステム株式会社	23,228
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	15,267
KDDI株式会社	11,707
監査法人トーマツ	2,458
ソフトバンクモバイル株式会社	1,715
その他	10,562
合計	64,939

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	65,973
事業税	19,764
住民税	13,921
合計	99,658

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行ないます。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載を行ないます。なお、電子公告は当社ホームページ上に記載してあります。 公告掲載URL http://www.sockets.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成21年2月25日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年3月12日及び平成21年3月24日関東財務局長に提出。
平成21年2月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成21年4月2日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月17日

株式会社 ソケット
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケット及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月17日

株式会社 ソケット
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケットの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月11日

株式会社 ソケッツ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケッツの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケッツの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。